

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(濃縮施設(5-7))」

2. 日時：令和3年11月4日(木) 10時00分～12時00分、  
13時00分～14時50分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、藤原安全審査官、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職

日本原燃株式会社

濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮保全部長 他4名

東京電力ホールディングス株式会社 原子燃料サイクル部

サイクル技術グループ 担当

関西電力株式会社 原子燃料サイクル室 戦略統括グループリーダー

他1名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 フロントエンドグループ 副長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料 なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和3年8月31日)  
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000186.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000186.html)
- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和3年8月31日)  
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000185.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000185.html)

- ・ 令和3年10月26日

- 「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:06	ただいまから日本原燃濃縮施設の設工認申請に係るヒアリングのほう始めます。最初に潮位事項についてお伝えします。ヒアリングでは不開示情報発現しないようにしてください。
0:00:19	発言してしまった場合はその場でその旨を申してきているようにしてください。
0:00:24	発言の際は初めに所属氏名を述べてから発言の方をお願いします。また発言しない際は、マイク等を見るとにするようお願いいたします。
0:00:33	それでは本日の説明ですけれども、10月26日に提出いただいた資料に基づきなされるということをかと思えます。資料番号ですけれども、農地個別 3049、49
0:00:49	35、35-1、35に
0:00:53	7、
0:00:55	管理はつきり 40万 45、46。
0:01:01	思います。日本原燃こちらの資料でよろしいでしょうか。
0:01:06	46 ページですけど、資料のほう間違いございません。
0:01:11	はい。
0:01:12	それでは
0:01:15	規制庁側の出席者の方を説明いたします。
0:01:19	WEBからの参加がコサク。
0:01:23	フジワラタカナシ
0:01:25	本町の会議室からは、河原崎オオハシになります。
0:01:31	それでは日本原燃におかれては、出席者を説明した後、資料の説明のほうをお願いします。それでこの資料の説明ですけれども、最初に全体的な話をさせてもらえればと思うので、濃縮個別 30 と 49。
0:01:45	の方から非常に説明していただければと思いを最初にしてそのあとは個別の番号に従って説明していただいたらどうかと思えます。それでは、説明をお願いします。
0:01:58	日本原燃ヤギハシ鉄、本日の出席者につきましては、FPの方サカモト縛ったワカバヤシ後私ヤギハシの警報命令対応させていただきます。資料につきましては、今ご紹介ございますが、資料 10 件。
0:02:16	になります、前回面談のコメントを踏まえて少し修正したもの、あと新規のものもございます。資料中、それぞれ色文字で修正箇所なりは示しておりますので、その点もあわせて、
0:02:31	資料の順番につきましては、10 件の 2 件が先輩にかかるものと発見が添付書類の的に御説明になりますので、まずは資料の 30 で

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:47	提唱先輩の関係性網羅性、こちらを説明した上で、次に基本設計方針で残りあと発見につきましては資料の番号純然と申し個別の 35 の自然現象から淳二説明させ、
0:03:04	よろしければ説明のほうに入らせていただきますので、よろしいでしょうか。
0:03:09	はい、お願いします。
0:03:11	お願いします。
0:03:16	日本原燃若林です。それでは濃縮個別 30 についてです。
0:03:21	改定内容は勉強する機会でちょっとページをご覧ください。
0:03:28	ページ中段に書いてあります通り、こちら前回までの資料では評価対象バスツアーローンボンベ等の記載程度については検討すると一体にしてましたが、結論としましては、細分化程度としてはないと。
0:03:45	なのでこの記載についてはまで発電炉の整備、電車の整理を踏まえた記載とすると出まして、現状の細分化の程度でそれらを踏まえた記載となっていると。
0:03:57	結論付けてます。全社の整理再度確認した結果使用場所であったりとか、機能に応じて細分化しておりましたので、現状の記載としてプレハブを主に変わるものではない。
0:04:10	いうところで、ここに記載を検討するという記載を削除しております。続いて 26 ページをご覧ください。
0:04:20	26 ページの 420
0:04:23	右側の欄を通し番号で言うところの 420-1 になっている主要配管へハロン消火系のある意味しておりますが、前回、ヒアリングであるのでしょうか。予定。
0:04:36	低角消火設備なども
0:04:39	中基準の対応でやるものと 2 便遠心遠心機等であるものはそれぞれある程度説明しましたので、そちらが明確になるようにリストのほうも分けて記載することとしましたが、こちらは農地オツケーです倍額消火のほうも、
0:04:55	同じでございます。この件に関する説明として、35 ページ。
0:05:01	ご覧ください。
0:05:08	こちら色塗りのイメージ図になるんですが、ここの、この辺にとしてND中間室に支柱管新設する範囲については、第 5 回申請ではなくて三つ支援方針等について見て別途申請すると。
0:05:23	こちらに中盤手を記載した上で詳細を 43 ページをご覧ください。
0:05:30	こちらが設工認申請での全体の説明資料になりますが、こちらでクマガイ※2 と。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:39	遠隔消火設備であったりとかでチェックインターまで付着ウラン回収設備についても、
0:05:45	来ないかというとして別途進展する旨、記載してその詳細については、
0:05:52	一応新たに
0:05:55	こちらが 47 ページ。
0:05:57	で、
0:05:59	47 ページの別紙 1 の表で個目に前を見せてくれるかというのはまとめた上で、それぞれの系統
0:06:06	48 ページ以降、
0:06:09	示しております。赤字のところと、
0:06:13	今回、
0:06:15	これになっておりま強調しているところで、
0:06:19	内容としては以上です。
0:06:26	はい、御説明ありがとうございます。ただいまの説明に対して規制庁側から質問の方をお願いします。
0:06:34	規制庁川崎です。ちょっと 1 点確認したいんですけど。ハロンボンベのところの話で、実用炉と
0:06:42	再処理とかを踏まえているっていうのはわかったんですけど、もうちょっとその踏まえた結果、こういう考えになりましたっていうところをちょっと補足して説明いただけないでしょうか。
0:06:57	ひろぎんにお話して承知しました考え方としましては、
0:07:03	必要な機能に応じて細分化するということで、現在は機能としては、部屋に対しては必要な評価要領ボンベの容量が必要ですので、その単位で記載することにしております。その辺りの考え方がわかるように、
0:07:20	記載のほうへ、さらに追加したいと思います。
0:07:24	以上です。はい、よろしく申し上げます。実際そのリストを見て、部屋ごとについていうところは理解したので、
0:07:32	言われたように記載だけを追記していただければと思います。
0:07:37	私からは以上です。他にほかの方をお願いします。
0:07:44	規制庁のフジワラれて
0:07:49	この 39 申し込み単位でもらって、資料の中で 27 ページとしてすでに 17 ページ。
0:07:57	鉄塔破砕プレス機構造物
0:08:01	ですから、このリストにあるというので、これ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:06	いうふうに区分ではないんですけども、季節的なことのところでの報告がこの資料等改装とふうになっていて
0:08:22	説明では、既設とも建設
0:08:24	減ったところで、改造っていうものが入ってくるのはわかるんですけども、ご親切ってなって、資料で介護ってなっているのってどういう整理なのか説明していただけますでしょうか。
0:08:39	日本原燃はカバーしてその他の資料については、既設新設改造の定義で書いておまして、こちらがちょっと既設新設しかないということでちょっと紛らわしい記載になっており申し訳ありませんで本施設にした一歩としましては、新規に申請するためということなんですけども、ちょっとそこも、
0:09:00	代わりづらいので、ちょっと
0:09:02	石膏について書のほうに合わせる形で記載を直したいと考えます。以上です。
0:09:09	デイトナの藤原です。この内湾にもおそらく別途今回新規申請ものってあったかと思ひまして、例えば均質槽の一般八つ欠損への圧力計ですか、こちらはもう
0:09:25	こういうたぐいなのかなとちょっと認識しているんですがその場合、この 30 の資料では季節になっていて、他の資料では改造になっていたかと思ひますので、他のものも含めて確認して整理いただければと思ひます。よろしくお願ひします。
0:09:46	次に新しい承知しました確認整理の上で適切に修正いたします。申し訳ありません。
0:09:51	規制庁川崎です。ちょっと今の点に関連していこう例示的に確認したいんですけど、今回多分廃棄施設の資料でも出てきてるんですけど、付着ウラン回収設備のところの
0:10:04	何ていいですかね、配管とかあると思うんですけど、その部分で改造になるのか、それとも今多分撤去って書かれてると思うんですけど。
0:10:12	全部撤去するってということで書いているのかそのところをちょっと説明していただけないでしょうか。
0:10:20	というようなカバーして少々お待ちください。
0:11:01	日本原燃若林で該当する箇所が現在 24 ページになりましてそれぞれの姿勢を配付使うほう書いておりますが、現状季節になっておりますのでちょっとこの辺りへ適切に
0:11:15	分けるのか、表現変えるのかをちょっと検討の上で欠員修正いたします。
0:11:23	規制庁川崎です。あのですね。
0:11:25	今特設になっているとおっしゃっている。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:29	たところで、
0:11:30	また、その申請にしたときに、結局今フローもⅡで書き争うっていう話をしてるじゃないですか、それで今回はその付着ウラン回収設備のところを演技リリースするっていう工事をやられると思うんですけど、そのときに、
0:11:46	。
0:11:47	撤去する部分があるわけですね。
0:11:49	そのときに、
0:11:51	要するにそのふらふら無痛で部分をあらわしてそこを全部撤去と書けるのか、それとも全体を表した上で、こことここからこの部分の一部を改造して一部撤去されるんですという説明になるのか。
0:12:06	とかですね。
0:12:08	また、ちょっと細かいことを言うと付着ウラン回収設備一定の固体廃棄物の廃棄設備
0:12:14	結果としか書かれてないパターンもあって、結局その設備がうまくですね付着ウラン回収設備っていう名前になってないパターンもあるので、そこら辺もうまくかけ合わせるように、ちょっと検討しておいてください。お願いします。
0:12:31	読み上げるのはあまり好きの現状の弁承知しました。
0:12:38	規制庁の上原です。届く工務店個々にしたいんですけども、今回は先ほどの話とちょっと関わってくるんですが、回答として示されたとき、この網羅性の資料ではなくても別の資料になってしまいますけれども、
0:12:54	改装と書かれているときに、おそらく何パターンかあって、更新についても今って多分改造になっているのかなと思って、はい。企業例えば解禁をモニターなんか理由と、この性の
0:13:10	資料では、既設となっていて、それ以外の資料で展開されていたときに、改造を書かれていると。で、片や江藤2号サンプル口径装置とか2方向っていうモニターみたいなものは時方針するんだけど、すべての資料で既設っていうふうな
0:13:29	記載になっているということがあって、ITとの整理があるのかもしれないんですけども、ここも遮がどういったものなのかって、あまり見えなくて、どのような整理をもとに、この時設備であったり、改造っていうのが記載されているのかが、
0:13:47	ちょっと今のところでは理解がしづらいついていうところがあるので、
0:13:52	この辺りを埋めるような説明が何かしていただけないかなと思うんですけども、例えば以前、第4回なんかでいうとこの紫の資料の中にもしかしたらフォーカスは当たっていたのが違うの部分もあったのかもしれないんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:07	改造でもどういったことをするのかっていうのをもう少しブレークダウンして書かれていたような資料があったかと思うんですが、今回それは別途つくる国庫されないんでしょうか、そういった説明って何かあるというところの回答でもこういったパターンがあるんだっていうのがそっちへ当資料で確認できた上で、
0:14:26	こういうことねっていうのが理解していけることだとは思いますが、いかがでしょうか。
0:14:36	日本原燃の高橋です。まず各格子方針なり街道中身ほう合わせ資料については、ちょっと前回の試験も踏まえて、つけることができるかという検討いたします。2点目で都会の資料の配布の定義ですが、こちらのほうについては明確に定義
0:14:54	記載分けしております、費用表設工認で言うところの仕様表で回動後に何か何かしらの情報付け加えているものについては、改造としておりますので背景をモニターについても、溢水量入る場所、高さ等を追記してますので、
0:15:13	改造にしていると。
0:15:15	他の設備等の改造既設新設の定義については、まさにの通り使用表に合わせて対応しております。
0:15:23	晴津工認のほうの設備と庭先判例っていうのがあるんですけど、今各個別設置補足説明資料に凡例がありませんので、まずそこ施設外の施設が何を意味するか、他のコード説明資料でも明確にしますし、こちらの執行ベースで30のほうでも、
0:15:40	と明確にいたします。いや申し訳ありませんでした。
0:15:45	規制庁の藤川です。よろしく申し上げます。私からは以上です。
0:15:49	規制庁コサクです。今の説明だと改造の中には実際の工場伴わないものも入ってるっていう理解でいいですか。
0:16:00	日本原燃若林です。はい、その通りです。
0:16:04	はい、規制庁捕捉率それはそれでわかったんですけど。
0:16:09	それであれですかね再処理MOXのほうの整理と同じになってますか。
0:16:19	人間にはカバーして、はい。第4版申請を行うときに、このような整理で行いますのは全社共有の上へ申請しております。
0:16:30	規制庁コサクですけど
0:16:34	再処理MOXのほうはその後も
0:16:39	いろいろと議論があって、右往左往していてということで、全体の方針も少しずつ変わってきたりもすると思うんですけど。
0:16:51	その辺りも含めて今後されてますか。
0:16:55	必ずしもここが違うと言ってるわけじゃないんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:17:01	日本原燃若林です。おっしゃる通り考え方と抜擢ませんもう一度確認の上、
0:17:08	はい。気量のほうに反映いたします。
0:17:13	はい。ことです。もし何か変わっていれぱっていうところで、それも
0:17:19	すべてを反映する必要があるかどうかということもあると思うので、もう少し状況は確認の上で等となっているかなりまたをお話しいただければなと思いますので、なぜ今その話をしたパッケージとですね、
0:17:36	設工認上は変更手続きが必要なものということなので、そうすると改造っていうことになるのかなというので理解はするんですけど一方でそのあと使用前事業者検査なり使用前確認ってなったときには、
0:17:54	確認の内容が違うことになるので間違ふというか施行としての確認事項はないというものになって大分その趣が違うので、その辺りの認識は
0:18:12	内訳としてあってもいいのじゃないかなという気がしたので、
0:18:16	この週させていただきました確認の上で検討いただければと思います。よろしくお願いします。
0:18:26	原電ワカバヤシです。所前に業者検査も踏まえて整備。
0:18:31	もう検討いたします。
0:18:37	次、
0:18:41	ほか規制庁からよろしいでしょうか。
0:18:45	規制庁タカナシです。
0:18:46	細かいところなんですけど、ちょっと今リストについて少し記載をもう一度成果でということがベースに合わせてということで、例えば 28 ページなんですけれども日港湾のところにも幾つか同情することが大切ですが、
0:19:04	例えば 482 番ところ同条ウエート幾らなんてどこを参照されてるのか、要はタケダその他の 484 でまた同じことが出てきてるんですが、同女がけつはまっているのがですね。
0:19:17	或いは 491 版のように、また上があいて同上となってるんですがそのすぐ上は一式って書いてあることに対しての中でなんですけどそのから 491 のシリーズでは特に何か意識とか、そういうことでもなさそうなのでということでちょっと同条の書き方についても、
0:19:34	場合によってちょっと整理していただいて、必要があれば見直していただければと思いますのでよろしくお願いします。
0:19:44	リケン若林です。おっしゃる通りですので、ちょっとつけ足し付で開閉で重ねていて、ちょっとこれが出てくると困るのもう一度全廃確認の上、修正いたします。申し訳ございません。
0:20:02	規制庁オオハシですけれども、1 点確認させてください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:08	山頂個別 30 の表紙のところの丸が三つ書いてあってその二つ目の丸で添付 1-1 の設備リストにおいて、1 億点差云々、
0:20:19	に関しても記載を適正化したことをいうような記載がありまして、
0:20:26	添付 1-1 の ATM センターのところま 26 ページになりますけれども、
0:20:32	404 番とか 403 番の辺りが当たりますけれども、一応これ見ると、色とかで示してなくてどこをできてきたのかというのがちょっとわからないんですけども適正化した f. 3 に関して規定化した箇所に関してちょっと添付 1-1 でどこかということをお教えいただけますか。
0:21:01	右の話です。すみませんチェックセンサーについては別途、
0:21:05	はい。
0:21:07	表紙のほうの、すみません、質問は、
0:21:09	ミスかもしれないんですよね。そこも確認の上、
0:21:13	まあ意図としては含みビニールシート耳に入れない地域での減らすところを開けたってことなんですけど 1.3 のほうは初めから分けられていたと思いますのでそこも合わせ、
0:21:25	時間的に付けいたします。申し訳ありませんでした。でしたら証紙の方多分修正いただくのかと思いますのでよろしく願います。私から以上です。との地区個別 30 に関して、ほか規制庁から指摘等ありますでしょうか。
0:21:45	はい。ないようであれば、日本原燃においては、次の 49 についての識別 49 について説明をね、の方、願います。
0:21:57	山銀のワカバヤシです。それでは濃縮個別 40 よろしいについて期待いたします。
0:22:04	改定内容点検だけでしてこちらに書いてある通り、77 ページをご覧ください。
0:22:17	ちなみに 5-8 と通信連絡設備というところに青字で書いてますが、でっかいの非被災だと重大事項等の対処においてと重大事故があるように見えるような記載になってましたので、
0:22:30	事務局案の記載等も踏まえて重大事故に至る恐れがある事項と 77 ページのほうに記載修正しております。
0:22:38	あわせまして他に同様な使われ方してる箇所として 75 ページのほうですね、こちら重大事故等して記載を重大事故に至る恐れがある事故という表現に記載修正しております。説明は以上です。
0:22:56	はい。
0:22:58	規制庁オオハシです。ただいまの説明に関して規制庁から質問、指摘の方をお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:11	規制庁の藤村です。私からここにしたいんですが、2 ページ目にももう閉めされていただろう。1 点目から 4 回までの認可実績を踏まえたっていったところにあって、最後のポツに少し困り等いるんですけど。
0:23:28	第 4 回の時頃という今回のこの資料のところから第 5 回のところに変更した箇所ってというのが号線のところが、ベースマットとこですけど、すぐに区画残っているということに持ち込まなんでしょうかっていった込めてこれまでなかった。
0:23:48	基本ですけど、ここってすためはないんですか。
0:23:57	では買取少々お待ちください。
0:24:00	で、
0:24:11	うーん。
0:24:15	皆さんの変更。
0:24:17	並行してなくて、
0:24:18	いや、明確なんで
0:24:31	日本原燃若林です。
0:24:34	今おっしゃってるのはP4 社、通し番号で 4 ページの 4 ポツに書いていう 14 パターン 3 個目の山ですかね。進入の防止に関する記載について代表開始前記載に合わせて、
0:24:48	記載の修正しているとその何を修正したかいけないということだと思んですが、おっしゃる通り、記載しておりませんので、
0:24:57	時記載いたします。内容としては全社のほうでやります少し進んだことに
0:25:03	を受けてマネージャーで記載をあわせて記載の適正化を行ったということなので、その辺りの修正内容がわかるように修正いたします。
0:25:12	以上です。
0:25:14	というふうに思うんです。わかりました。では説明を追加をよろしく願います。私からは以上です。
0:25:21	中越のカワラサキですけど、今のやつって。
0:25:24	その補正書に記載したところからの差分ということですよ。
0:25:28	いいですか。
0:25:31	要するに第 4 回までではまだ認可してなかったっていうそういうことでいいですよ。
0:25:39	夢をカバーして間委員会では認可された場所ではなくて、台場申請では示していない場所になりますので、何か文化って言うと、第 4 回の補足説明資料で示した記載内容から今回の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:55	第 5 回自然及び第 5 回引けの補足説明資料できたら直していると。ですので、第 4 回で認可を受けた範囲であるとか第 4 回地震申請した部分を直すという意味ではございません。
0:26:07	規制庁川崎です。了解しました。
0:26:18	結局、第 5 回目で認可することになります。
0:26:21	すみません、県下なければ、明確化のため、
0:26:33	規制庁排泄ほか規制庁から質問等ありますでしょうか。
0:26:41	はい。よろしければ、
0:26:44	次の資料の説明のほうをお願いします。もし個別 35 のほう、お願いします。
0:26:53	日本原燃柴田です。それではもしくは個別 35、自然現象による損傷の防止に関わる補足説明資料のほうを説明いたします。で本資料でRev2 となっておりますが、Rev1 の改正内容をヒアリングの場において説明しておりませんので、
0:27:12	ビジョン 1 の改正内容を踏まえて、本資料の変更点へ説明させていただきます。
0:27:18	まずは 4 ページのほうをご覧ください。
0:27:24	はい。
0:27:26	本文の 2 ポツということで申請対象等を技術基準の関係、これについての記載のほう拡充しております、2 ポツの 3 行のところ青字で示しておりますけれども、建屋関連の事項については第 3 回申請までで申請して認可済み。
0:27:44	ありますので、そこら辺のことを記載拡充しております。また飯が当行ページのほうご覧ください。
0:27:54	ページ模型と(1)の下から 6 行目になりますけれども、
0:28:03	竜巻防護板これを設置する一つの経営壁の評価ですね、これについてはまた第 3 回申請で強化済み。
0:28:11	であることをここで記載を拡充しております。同じくカッコ 2 の設備または運用による防護する施設と平行の
0:28:22	2 段落目のところの記載になりますが、こちらも建家の影響評価建家の影響が異なっていると、建屋の
0:28:33	竜巻の影響を直接受けないように、建物に設備機器を収納する設計だということを明文化しております。
0:28:43	これらの方の本文で記載拡充した内容については、添付 2 の補足説明資料のほうにも同じく展開の方針と思います。
0:28:53	次の変更点ですけれども、24 ページのほうをご覧ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:05	表の左側ですけれども、規制庁の記載の立てつけのほう変更しております。以前はですね、外部事象全体に対してまたピア設備運用それぞれの防護設計というような三つの項立てで書いて、
0:29:23	おりまして、その中で節理による対策の中に建家のほうも設計が書いてあってちょっとわかりづらいという指摘があったと思いますので、ここのたてつけを許可または全社に合わせて、
0:29:39	あと、考慮すべき事象ごとに分けておりまして、3.10 風といったように、それぞれの事象で項立てをつくっております。
0:29:50	続きまして 27 ページのほう高覧ください。
0:30:01	27 ページの表中の真ん中です。
0:30:07	本当の表に建家開口部からの設計飛来物の侵入防止及び報道車両に対する考慮、ここに関わる説明ですけれども、それぞれ別の補足説明資料を立てております。
0:30:23	ので。こちらの 35 の資料では紹介の説明をさせて 35-1 班 15-2 とそれぞれの個別の補足説明資料で詳細を説明させていただく組周期
0:30:36	説明としては以上になります。
0:30:41	はい。ただいまの説明に関して規制庁側から質問の方をお願いします。
0:30:50	規制庁川崎ですけども、これ結局その竜巻を 35-1 と 35-2 の資料に分けたということなんですので、
0:31:05	多分、
0:31:07	どっちがいいですか、1 年話していただいたほうがやりやすいのかそれとも
0:31:11	個別個別 1 個 1 個区切ったほうがいいのか、原燃等々、どうですか。
0:31:19	日本原燃柴田です。私どもの考えとしては 35 の自然現象の中には竜巻だけじゃなくてそれぞれ沢山の事象があると。
0:31:31	今回一番論点になりそうなその建てなき防護扉等を向いた後は施設外からの飛来物に対する考慮、この二つを分けて二つ以外は一旦クローズさせたほうがいいんじゃないかと。
0:31:47	いう思いもあって、資料のほうは分けさせたわけです。資料の分け方は特にコメントなくて、単純に今日の日厚めの説明として、もし連続したほうがわかりやすいんだったら、
0:31:58	だったらですね、も続けて説明してもらえばいいかなと思ったんですけど。
0:32:04	やっぱり、では、他の事象がないようであればそのまま 35-135-2 の説明のほうに入らせていただきますけれども、実際のカワラサキですが、規制庁側からも、その竜巻以外の事象でコメントあれば、
0:32:20	先にお伝えしておいたほうが良いと思うんですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:23	あればお願いします。
0:32:35	うん。
0:32:37	すいません規制庁オオハシですけれども、また竜巻以外というか、ちょっと初めの記載のところで少しだけ指摘をします。この農地個別 35 の 3 ページのところですが、
0:32:55	これ谷のコメントですけれども、
0:33:01	2 ポツのところで、また書き音の追加していますけれども、また事業変更許可申請書及び第 4 回の関係を添付に進めるというような期待ですけれども、これちょっとその他の資料、
0:33:14	どっかではちょっと工費、
0:33:18	説明される申請内容に関する補足説明資料添付 2 に示すっていうふうなちょっと書き方がちょっと違うのでこまめに
0:33:28	コメントですけれどもちょっと書いてもらったほうがいいかなと思います。
0:33:36	日本原燃柴田です。はい。実際他の説明資料等、記載の内容がちょっと違う定義も自分も認識しております、その意図としては、内文章に関しては、結構事業変更許可規制庁の
0:33:51	示した値でその局地ですとかそういうものを呼び込んだりするので。はいて記載をしていましたけれども、こちらは添付 2 のほうに記載しておりますので、本当の補足説明資料とこの本文の 2 ポツの被災合わせて問題ないので記載のほうを修正した。
0:34:09	ご決定いただきますよね。
0:34:13	はい。
0:34:14	他の後ろについてありますけれども、一通りちょっと
0:34:19	35-1-2 について、そしてね竜巻に竜巻に関しては終わりますけれどもちょっと一通り説明を聞いてから安心してきたいと思いますのでよろしくをお願いします。
0:34:38	35-1 号の説明に入ってよろしいでしょうか。
0:34:41	お願いします。
0:34:43	はい。それでは 35-1 の資料の説明していただきたいと思います。放出量 Rev1 ですが、ヒアリングの場で説明を始めて 2-35-2 も同様です。
0:34:56	それでは説明してるのまずは 3 ページの方ご覧ください。
0:35:02	3 ページの 2 ポツに設計の考え方のほうに記載しております。この後、主な論点となると考えておりますのは、矢じりの四つ目で防護設計をする開口部の選定
0:35:17	これが妥当であるかっていうもの。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:20	次に一部目の矢じり例、法務板による侵入設計飛来物が進入してこないような設計になっているかと。
0:35:29	ということ。
0:35:30	で、あとは六つ目の矢じり以降に記載している共同評価。
0:35:36	これについて、その評価が妥当であるか、その根拠が示されているかということが論点になると思っております。
0:35:43	具体的な説明のほうで5ページ以降に記載しておりますので5ページのほうをご覧ください。
0:35:54	まず
0:35:56	ページの2.1ポートの設定概要に示しておりますけれども開口部の選定する防護設計を行う開口部の選定ということで注2で対象とする会交付、
0:36:10	建屋が隣接している開口部、これについてはまあ除外するというような考え方のほうで示しております。
0:36:20	次に防護板による隻いければと進入防止についてですけれども、こちらは注4ということで補足法令設計飛来物の動線、これがリフォーム痛手下げることができるというものを示しております。
0:36:37	次に強度評価の項ですけれども、まずは評価に用いる竜巻の特性値、荷重の組み合わせなど、これについては許可で示しております、それと同じ評価方法を用いますので、許可の考え方、許可のときに、どのような考え方でその荷重の組み合わせを設定した。
0:36:57	あと、そういったものを許可申請書のほうOK次のページから
0:37:03	枠線で囲ったものですこちらを追加しております。
0:37:08	次に超過の中で用いる経営部虚血これの考え方ですけれども、一周旦那ページのほうをご覧ください。
0:37:23	27ページの2段落目ですけれども、竜巻防護扉、こちらは建物の一部となっております、建家の内部に発生竜巻の風が通過することはないと、
0:37:38	躯体の外側から内側に壁厚力が作用し、
0:37:42	竜巻防護板のほうは人に設置するもので屋外と通じているシャッター、
0:37:50	これが尊重した場合に風圧力が影響あるものになっておりますので、シャッター等の損傷部以外に通機構となる部分がないということも踏まえ、建家内部に竜巻の風が通過することはないということになります。
0:38:05	なので、建築継承告示に基づいて不慮係数を求めるCPのこれは一番厳しい0.8系でとこちらの方も聞いています。
0:38:17	次に消火で軽量化しているなあて
0:38:22	竜巻防護扉防護板の貫通厚さ見解のこの算出

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:28	関わる説明ですけれども、こちらは評価式としては先行発電炉と同じPR得る式こちら用いて算出しております。
0:38:37	その中で成形機内部の等価直径の入力に施行炉損違う評価を用いてますけれども、そちらのほうは再処理の審査で閉説明している内容と同じになってますんで、その最初の説明をそのまま 29 ページ以降に、
0:38:55	添付しているものとなっております。
0:38:57	35-1 のほうは、説明以上。
0:39:06	続けている 35-2 の方もお願いします。
0:39:12	わかりました。それでは 35-2 も続けて説明します。
0:39:17	まず 3 ページのほうをご覧ください。
0:39:20	こちらと同じく 2 ポツで設計の考え方というものを示しております。
0:39:26	キリン壁は変更航空機エンジンがショートした場合、
0:39:30	いうものを評価しております。今回の申請では行動に対して行動車両からの飛来に対しての評価をするものであって、竜巻影響評価ガイドに準拠して評価を実施しております。駅にまずは既認可の内容のほう説明させ、
0:39:47	ていただきます。5 ページのほうをご覧ください。
0:39:56	5 ページの 2 ポツの 2 段落目にいらなくねと 3 段落目になります。
0:40:03	民間の方では、航空機エンジンが 150 メーター/s 俺の速度で衝突した場合を想定しております。そのときの飛来物係数というのは 0.65 を用いて評価していると多岐に以下の評価になります。
0:40:19	まず、この景況感に対して今回の申請ですけれども、まずは並行堅持の衝突に対する評価っていうのは、事業許可で航空機落下に対する雑多確立
0:40:32	物から防護堰不要としておりますので、その評価は実施してはおりませんが、そのかわりというわけでもないですけども、本施設の管理が及ばない行動から王道の車両の衝突に対する評価を実施しております。
0:40:48	適任かとの比較っていうのを 6 ページの 4 ポツのほうに示しております。
0:40:54	この長期な違いとしまして車両は違いますが、4.3 の計飛来物係数。
0:41:01	これについてですけれども、車両の飛来物係数。
0:41:05	モノマー示す文献はありませんけれども、一般的に航空機のエンジンと作業比べた場合に、平均よりも、
0:41:14	従来あるというふうに考えて、
0:41:17	ますけれども保守的に、
0:41:19	航空機エンジンの飛来物として係数を用いて評価しているというふうになっております。こちらはずれ連動東海第 2 のほうを確認しまして、東海第 2 のほうでも車両の評価しておりますけれども、そちらよりも、そちらの場合は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:41:36	貫通評価では 0.6。
0:41:40	裏面剥離は 0.55 というのをを用いているのか確認しております、本施設の評価ではそれより保守的な 0.65 と 0.6 を使っております。
0:41:51	それを確認しております。
0:41:56	あと、こちらに書いてある以外にも申請書で記載を省略している部分があって前回指摘を受けたと思います。それについては 8 ページ以降に示しております、その評価で用いる飛来物は公債。
0:42:12	弊社評価という違いはありますけれども、評価の方法、手順等については第 3 回申請の建物の評価と同じ手順でやっているといったものになります。
0:42:23	説明は以上になります。
0:42:27	はい、ありがとうございます。ただいまの竜巻の説明に関して規制庁から質問の方をお願いします。
0:42:36	規制庁川崎です。ちょっと
0:42:39	まず、どこから
0:42:41	そうかなということなんですけど
0:42:44	ちょっとまず一番引っかかって、
0:42:46	って言ったのが、
0:42:48	今回外部衝撃との
0:42:50	説明で 35 の資料できていて、
0:42:53	35 と 1 と 35-2 は、
0:42:56	竜巻の資料っていう認識だったんですけど、35-2 の説明の中では、
0:43:04	今回なんですよ。航空機のエンジン動き認可として制定比較とかをされてるんですけど、ちょっとこのところが、なんていうかね、内訳がよくわからなくて、
0:43:17	既認可のときの考え方をちょっとお聞きしたいんですけど。
0:43:21	このエンジンの落下っていうのが、
0:43:25	これ当時当初の旧許可や既認可では、
0:43:29	航空機落下の確率での線引をせずに、再処理とかそうでしたけど、
0:43:35	建屋みである程度その防護設計一定程度考慮してますと、
0:43:39	いう説明としてこれは、
0:43:43	今言ったエンジンの
0:43:45	に対する貫通とかを評価していたということなんでしょうか。それとも、
0:43:49	外部衝撃の竜巻との関係。
0:43:53	K というか飛来物ということで、むしろそっちの枠の話なのか、ちょっとそこをまず教えてください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:04	日程的にはですね、／1点目ですが、確かに患者さん御指摘の通りで、かつ牧の説明の中で公金エンジンの貫通評価の話を入れるのは、
0:44:21	こんな招くだけであったかなというところがあります。これ
0:44:25	審査会合の際に、もともとの広告キーの落下を考慮しても、堅固な建屋で影響がないっていうのを評価していたのではというご質問ご指摘がありましたので、
0:44:40	それとの比較をすべきかと考えて二つの比較をまとめましたが、参らない情報といえば要らない情報だったかと思います。もともとなぜ航空機の落下評価をしてるかというところですが、これは、
0:44:57	もともと旧安全審査指針の中で、明確に評価要求があったわけではなくて、
0:45:06	我々として事業者としまして、近隣の社会環境を踏まえた上で、近くに三沢の計と訓練区域があるとか、そういったものを踏まえて、評価を行ったということで、もともと航空機落下に対しての評価の要求は、
0:45:24	旧指針の中ではございませんでしたが、そういう社会環境を踏まえた評価として実施しているものです。別の今回は、ちょっとそこら辺を
0:45:38	過去との比較という意味で、衝撃荷重の比較という意味でまとめて説明しておりますけれども、また、住専立つだけの説明としてはいらなかったなというふうになんか今思っております。説明以上です。
0:45:56	規制庁カワラサキです。大体
0:45:58	そういうことなのかなと思っていて
0:46:02	要するにその航空機落下の評価の
0:46:05	やり方が平成10何年つか4年ぐらいですかね、にできてそれ以前に、
0:46:12	やられたものっていうのは、基本的にはあまりその基準に明確に書かれていなくて、なので、外部衝撃という広い枠の中で多分あの飛来物として多分その航空機のエンジンっていうのを150メートル/s想定されてましたよと。そういうことなのかなと理解して、
0:46:31	現現行の規定だとおっしゃるように
0:46:35	確率で評価しているので、むしろ
0:46:38	どっちかって言うとその航空機落下の枠の花Cだと理解してます。
0:46:44	そうするとですね、今回じゃあ一方で、
0:46:49	今回貫通評価であったりとか、そういったところで、衝撃率をですね、建家としてどうなんだみたいな、
0:46:57	話をして3比較というか参考程度の情報として載せたいというのであればですね、もしそういう趣旨で載せるんだとしたら、あくまで結局その評価のやり方の。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:13	ないしはその施設の設計と言う意味での参考情報として載せれば良いと思うんですよ、これが既認可でこれが新しい申請なんですって言われちゃうと、航空機、
0:47:27	そもそも、
0:47:29	違うよねっていう話になりそうなので、
0:47:32	ちょっとその部分も位置付けをですね、
0:47:36	もし参考としてこういう例えばねあの飛来物の寄付の設定とかの説明の上で必要だとかそういうことだったら、例えば今4点、ちょっと35-2の資料でいうと、
0:47:52	今4.1で来認可との比較っていう形で位置付けているんですけど。
0:47:56	例えばその飛来物件数の説明が4.3にあって、その部分の係数の設定については多分参考にしてるんだと思うんですよ。
0:48:06	例えばそういうところの紐づけで後ろのほうにちょっとその参考情報として載せトークとか、多分そういうことなんじゃないかなと思うんですがいかがでしょうか。
0:48:20	運転停止ばかりです。先ほどフチノからも説明した通りです。位置付けの方を参考程度にしまして、
0:48:29	カワラサキさんからいただいた通りに、
0:48:34	きらめき係数の選定に関わる参考資料といった程度に変えたいと思います。以上です。
0:48:43	規制庁川崎です。
0:48:47	わかりました。
0:48:48	なので今のテーマをちょっと資料としての何ていうんすかね構成なりをちょっともうちょっと工夫していただくというのが、直接的には35-2の資料になっていて多分35には影響ないかとは思いますが、それも含めて多分国境の左合計で35の資料に、
0:49:05	影響があるところは適宜直していただくということで、
0:49:08	お願いしますと。
0:49:10	次の
0:49:12	ポイントに移りたいと思いますが、何か発言ある方は規制庁ふらふら適宜織り込んでいただければと思います。
0:49:22	昨日部分すみません、
0:49:29	結構うろ覚えになってしまったので、
0:49:31	0からでちょっと教えて欲しいんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:38	35-2の資料で国家ページには許可では10のマイナス7乗っていうふうになってということが書かれていて、
0:49:50	既認可における評価を実施していないっていうのは、
0:49:56	どういう意味ですか。
0:50:04	日本原燃柴田です。当期認可における評価を実施していないっていうのは、航空機が落下した場合の強度評価、
0:50:14	というものは閉局をしていないと直ちに許可では落下確率ってのは評価してるけど、それが落下した場合の評価っていうのは知っていないということになります。以上です。
0:50:31	規制庁コサクですけど、でも、既認可では実施してるんですよ。
0:50:39	評議員のわかりにくいってだけなんですけど、今回の申請においては実施していないと、その内容は航空機、
0:50:48	と衝突影響評価ですと、
0:50:52	ということですかね。
0:50:55	はいその通りになります。
0:50:57	はい、えっとですね、
0:51:01	既認可でやっていけば同じものであれば改めて評価する必要もないですし、
0:51:07	話がぐちゃぐちゃなんです。
0:51:11	ですよ。再処理のほうは、
0:51:16	来認可で実施していて、その重視してる内容を基礎として、
0:51:24	追加での防護が必要ないかっていう話で、
0:51:31	許可を対応したので、その点では既認可での相撲
0:51:38	高高い落下による
0:51:43	衝突評価というようなこの衝突影響評価といったものは維持されると。ただ維持されるんだけど、内容に変更はないので、設工認で特に取り上げませんということになると思ってまして、
0:51:58	それに対して濃縮のほうは、
0:52:02	許可でやると言っていたものは必要なくなりましたとって取り下げているっていう
0:52:10	ことで、そもそもの既認可の評価すら、
0:52:14	必要のないものになりましたっていう理解なんですか。
0:52:28	予見できません。ちょっとこちら辺、ごっちゃにしていますので、整理はいたします。時系列ⅡはAと競落化に関しては、もともと指針にして明確な境界応急は加工施設に対して中、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:46	ただ、社会環境として評価をした事業許可dは、ちょっとろ覚えですが、一応落下確率も考えて大丈夫だという説明をした上で、
0:53:01	審査の過程安全審査昔の燃安審の
0:53:08	営業許可の段階の審査の段階でも
0:53:14	衝撃消火のすいません。
0:53:22	衝撃衝撃波の衝撃評価もして問題ないという確認をいただいておりますが、あまりその仕組み正式な要求ではなかったのもので、古い事業許可では、そこら辺が、
0:53:37	明確に記載はしておりませんで設置工認の段階に入って、
0:53:42	航空機が落下した時の建家の共同なりを消化して問題ないというのを、これも参考程度の位置付けでつけてるといような施工認の申請書の構成になっております。ですので、今回の
0:54:00	新規制基準への適合の
0:54:04	考え方に照らし合わせると航空機落下に対しては、
0:54:08	下へ落下確率から考えて考慮の必要なしということで事業許可で完結しているというものなので、結構人で改めて航空機落下の衝撃なりを評価する必要はないという位置付けに整理できると思いますので、
0:54:24	そこら辺も含めて、
0:54:28	整理して御説明するようにいたします。
0:54:31	説明以上です。
0:54:33	規制庁後続です。
0:54:36	基準要求上の位置付けとしてどうかというのは今言われた通りだと思うんですけど。
0:54:43	と言いつつ、それを踏まえて原燃がどういう設計で切るのか設計方針でいるのかということで言うと、
0:54:53	防護設計はしていて、防護設計は維持するということであるはずなんですけど。
0:54:59	何か
0:55:01	時実質の建前とっていうのを何か使い分けてるような気がして、そういう設計方針でいいんでしたっけっていうのがよくわからないっていうところなんです
0:55:13	ね。
0:55:13	て今ちょっとそう言われたように、過去の許可認可でもうあまり明示的にそういう方針を明確に本部なりでしてなかったっていうことなの。
0:55:26	かもしれないんですけど。
0:55:29	それを

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:30	買えというのか、変えないっていうのか、そもそも言ってないから、枠の外なんですって言うのか。
0:55:40	そこら辺の頭の整理をさせていただければと思ってます。特に再処理MOXのほうでそこに留意しながら設計を本文の基本設計方針とかですぬ整理をし、それに応じて添付書類の構成、説明の仕方と、
0:55:55	いうことをまとめましょうっていうのを話をしていますので、
0:55:59	対応をよろしくお願いします。
0:56:05	MNFフチノでスケートが基本的なその防護設計の思想的なところも含めて、隻の御説明するようにいたします。以上です。
0:56:17	規制庁カワラサキです。
0:56:20	よろしければ続けますが、
0:56:25	一応今の点、
0:56:27	私からもコメントだけしておく。
0:56:31	今回の許可のときの議論をちゃんと
0:56:35	さらに、時復習しておいてくださいねということなんだろうと思いますよ。
0:56:42	要するに濃縮施設は多分
0:56:45	変更許可申請だけど、サラ金もやっているという認識で私はいます。
0:56:52	そのさらからやるといったときに、
0:56:54	その建屋の議論っていうのがあったのかなかったのかとか、ちょっとそこら辺の情報をですぬ、きちんと精査していただければと思います。
0:57:04	次のちょっとトピックに移りたいと思います。
0:57:11	続いて、ちょっと35の全体の株商企の資料からちょっともう一度、
0:57:20	入りたいと思うんですけど。
0:57:22	外部衝撃の資料の5ページを見ると、
0:57:30	200ページを見ると全体としての設計がここで語られるということで記載いただいたとあって、それは大体はわかったんですけど。
0:57:41	まずは
0:57:44	建屋により防護するとしてののが258回均質棟の部分ですと、
0:57:49	ということで、設計としては、
0:57:52	理解できて、あとは開口部の考慮ということで今回別添、35-1とか、
0:57:59	語られているのが、防護板であったりとか、防護扉であると。
0:58:04	いう話と、あとは、
0:58:06	あと敷地外のやつは、第3回の名後、残りとして今回評価はやりますよというのが35-2の話ということなんですけど。
0:58:18	まずわからなかったのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:22	飛来物として考慮するものの中に、
0:58:29	結局その固縛対策を
0:58:32	行うことにより考慮しなくてもいい飛来物っていうのがいるのかどうか、すなわち今回の防護設計の飛来物としての対象は示されていて、よくわかるんですけど、それ以外のもので運動エネルギーとか、
0:58:48	貫通力が大きいものっていうのは存在しないかどうか。
0:58:52	もしするとしたらそれって固縛とかしますかっていうのをちょっとまず教えてください。
0:58:59	日本原燃柴田で件に関しては、6 ページ指導PPBの運用による防護対策の三つ目のオフになってます。今カワラサキさんが言っていた設計飛来物よりも温度エネルギーが大きいものとか、
0:59:17	そういう表現のほうは使っておりませんが、資機材等の固縛、大きいものの、補機資機材の建屋内収納するとか、敷地内退去するとかっていうものは、こちらに記載させていただいております。
0:59:33	それでは第 3 回申請の建物のときに、他建屋の竜巻評価のときに一緒に審査いただいたと認識しております。
0:59:42	よろしいですか。規制庁川崎です。わかりました。多分そこら辺、
0:59:47	ウォークダウンとか何とかして、一応飛来物となりうるものをピックアップしたりしてその上で、
0:59:55	こういう関係力とか運動エネルギーとかが大きいものを
1:00:00	については固縛するという説明がもうなされているということなのかを
1:00:05	ですね、あのっていうことで、今そういうことだという説明だったので、
1:00:10	結局まだそれが前提に多分来て欲しいんですよそれが第 3 回でそういったことはもうクリアしていると。
1:00:17	行った上で、この設定、設計飛来物があつてそれに対する防護設計を今回示しますということなので、ちょっとそのところを明確にしといていただけませんか。
1:00:29	設計飛来物との関係という意味で記載だけですが、
1:00:34	日本原燃柴田です。了解しました許可のときの考え方から設計飛来物がお考えは出ていることっていうのを
1:00:43	今のbポツに書いてる内容もちょうとわかるように、
1:00:48	変更して
1:00:52	5 ページの(1)の中に入れたいと思います。以上です。
1:00:57	施設のカワラサキです。はい。それで、設計飛来物とかがとりあえずあつてとりあえずそれに対する防護設計をすればいいということになるんで。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:07	ですね、基本的には、
1:01:09	一方で、設計飛来物に対する考慮という、その
1:01:14	物理的なほうじゃなくて、
1:01:16	運用によって分布をする人たちっていうのが今言ったような
1:01:23	Bのところに書かれているような人達とかですね、或いは
1:01:29	どっちかっていうと、レポートのあれですか。
1:01:32	この人たちもそうなのかもしれないですけど設備また運用っていう枠にいる人たちが
1:01:38	まだいると思うんですね今回申請対象で、
1:01:41	まずはちょっと教えて欲しいのは、今回申請書を見るとコールドトラップとかケミカルトラップとかがですね、評価結果示されていて、固縛して基礎ボルトにより固定で、
1:01:54	飛んできませんよとか、いう結果を示されてるんですけど。
1:01:58	この設備また運用の
1:02:00	適用対象。
1:02:02	どの範囲かっていうのをちょっと教えていただきたいんですか。
1:02:12	日本原燃柴田です。設備または運用というのは、
1:02:18	内部飛散物にならない。
1:02:21	遠いために、基礎ボルトで固定するというよりは、施設の外に汚染された物質の構内こうした機器等が飛んで抵抗性A1、
1:02:33	影響を与えないようにするといったものの設計になっております。
1:02:39	NO. FAUF6 を内包する設備または汚染された機器たちがこの設備による防護対策の基礎ボルトにより固定になってます。
1:02:51	その運用による防護対策の三つ目のやつは先ほど川崎さんにおっしゃっていただいた通りに設計飛来物とならないよあんた運動エネルギーが大きいものが、設計飛来物にならないようにというものの対策ということで、
1:03:07	ちょっとごっちゃになっている。
1:03:10	記載になっていますが現状はそういうその通りになります。以上です。
1:03:15	規制庁川村です。今ユビテックと内包する機器という御説明だったかと、基本的にはそういう説明だったかと思うんですけど。
1:03:23	何か申請書で示されてるやつって全部じゃないですよ多分起訴ボルト固定、
1:03:29	古いやつが多分不通行しか挙げられてなくて、その考え方ってどうなってるんでしたっけ、例えば配管とかいろいろあると思うんですけど固縛の対象の考

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	え方が多分そこで何らかあった上での対策に繋がっているのかなと思っていて
1:03:45	ところの考え方をちょっと教えていただけないですか、何かそのすべて固縛しますっていうんだったらこの説明でもっていいと思うんですけど。
1:03:54	もしそうではない何かがあるんだとしたらいうVIを内包する設備で今回全部
1:04:00	これ、
1:04:02	申請対象はこれなんですけど。
1:04:05	今回、実際工事をするのはどれですか、多分そういう説明が
1:04:10	なぜこの設備については固縛するのかって説明がもしその場合、
1:04:15	いると思うんですけど、そういうことではないのかどうなのかっていったところを教えてください。
1:04:23	日本原燃柴田です。配管に対しては、機器に接続されていてそれがバックになるとかっていう考えも若干の責任ますけれども、今御指摘されたように、多分伝わりづらい文章構成とかになっているんだらうなと思いますんで。
1:04:40	もう一度内容のほうを精査して、そこら辺はパル資料のほうにさせていただきたいと思います。
1:04:46	また固縛対象になっているもので評価結果がない。
1:04:51	いろんなものがあれば、そちらの評価のほうも追加で計算していきたいと思います。以上です。
1:04:58	規制庁川崎です。あのですね、ちょっと今のところで、確かに配管が、
1:05:03	何なんだろうっていう御説明とかはまあまあ部分でいただくのもいいんですけど、全部教えて欲しいんですよ。3というのは多分リストがついてると思うんです。
1:05:12	そのところでまずは固縛対象かどうかという住み分けができるんじゃないですか。
1:05:17	で、その上で、考え方はさっき、今おっしゃっていただいたところの文章のところで書いていただく。
1:05:27	その結果としてリストのところ、これは固縛に丸がついてこれはなぜつかないのかといったら、その説明が多分備考とかに書かれると思うんですよ。
1:05:36	リストの中でっていうところで一応全体その今回の申請対象について、
1:05:43	トータルのパッケージで竜巻防護対策できてますっていうのを抜けがないように御説明いただくように、
1:05:50	と思います。以上です。
1:05:58	400 フチノです。基本的な考え方としましては、ビルの中でも御説明してます通り建家で午後すると家庭で防護するの経営意味にも二つありまして一つは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:14	8 回均質棟のような鉄筋コンクリート造の競合の建物でお聞き自体に竜巻の影響を及ぼさないようにすると。
1:06:24	というのが一つで、ただ、
1:06:29	この急増のようなPC版でできてるような建屋はPC版が壊れたりっていうのが十分考えられるので、そういう切って建屋に納められている中の機器ですとか、あと廃棄物のドラム缶とか、そういったものは、
1:06:45	中にある機器類ドラム缶が飛散して敷地外に飛んでいったりとかしないような防護をするというのを基本に据えております。
1:06:56	あとは、ただ、はい。
1:06:59	建家といった鉄筋コンクリート造の建屋でも開口部とかがありますので、そういうところから仮に数が書き込んだらどうなるんだとか、そういう問題も考えられますので、そこら辺の考え方をきちんと整理した上で、
1:07:18	対象が何になるかというのをリスト上でも明確にするような形で整理をしたいと思います。
1:07:25	説明以上です。
1:07:27	規制庁川崎です。わかりましたあの一覧第 4 回のところで、
1:07:33	許可の段階でのなんてすかね決意型運用でのやり方みたいな大磯の考え方は理解できているので、今おっしゃっていただけるようなところで、
1:07:43	今回第 4 回と同様漏れなくですね、やっていただけるってやっていただいているっていうのですね示していただければいいと思います。
1:07:53	次の
1:07:55	よろしければ次の
1:07:57	トピックに移りたいと思う。すいません。はい、古作です。
1:08:05	何だろうなどですね、今の話を聞いててもうなんで今更こんな話をしているんだろうと、非常にわからなくてですね。
1:08:16	第 3 回第 4 回等はもう
1:08:20	一連やってきて最終回なのに、
1:08:24	なあと思って。
1:08:25	出るんですけど。
1:08:28	大先輩第 4 回で基本設計方針を整理をし、その方針に基づいて今回も申請されてるんだと思うんですけど。
1:08:38	なんか 35 の資料っていうのが、それを踏まえてのものに見えないんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:50	あれですかねその方針は、添付書類の自然現象等による損傷の防止に関する説明書に書いてあるので。そのうちの 5 回分のところだけを抜き出してきただけという資料になってるっていうことなんですかね。
1:09:09	名しかです現状の記載ですと、そうなってまして、
1:09:13	他の実行については、第 4 回でっていう第 4 回までで終わっているというのをばくっとIKるような感じになって、
1:09:24	規制庁コサクですので、
1:09:28	最初に目次の方はそういう作りではなくて、全体をちゃんと補足説明でも書きいい。
1:09:37	前回までの説明事項等、今回の追加事項っていうのは仮打ちましようって話をして、
1:09:44	言ってですね、必ずしもそういう細かなところまで全部踏襲しなくても、第 4 回もどうもあるし、
1:09:55	できる限りせよというお話をしているものですね。
1:10:01	特に今の竜巻でいうと、
1:10:05	これまでどういうところがありそうなところでどうなっていて今回はこの部分ですよっていうのが見えづらくなっちゃっているっていうところのような気もするので、そこも配慮してですね、
1:10:20	これまでの認可との整合という観点からグレーの内容の説明になってるっていうことがわかるようにしていただきたいと思うんですけど、ちょっと漠としているので申し訳ないんですけどイメージわかりますか。
1:10:36	うん。
1:10:38	原電坪当たりスプレイ再処理の次回以降に説明する内容とかの、それを説明している資料のほうも見させていただいております。現在自分の県こちらの補足説明資料のほうは順番的に言うと、逆。
1:10:53	今回の申請がこれ前回までは、これといったような説明順番逆になっていた部分がわかりにくいのかなと思いますので、それと一緒に合わせて全体として評価する内容がこれで前回までは、これが終わっている今回残っているのがこれでトータルとして展望終わったと。
1:11:11	いうのがわかるように資料づくりのほうで修正していきたいと思います。以上です。
1:11:16	はい、よろしくお願いします。その時にですね、
1:11:23	そんな時にというか、そうするとその前段として許可でどういう宣言をしていてそれに対応した設工認での基本設計方針であってその対応がこういうふうになって、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:35	3 か 4 回ってなってますって降灰もこうします。
1:11:39	いうことが見えるとは思うんですけど、先ほどの
1:11:46	建家で浸入させないという防護ではなくてというところについての考えっていうのが、アポ可能施設での現年だけじゃなくてですね、ほかの施設での考えとちよつと違うので、
1:12:05	何でそこまでやるんでしたっけとかっていうところの考えがちよつと不透明なんですわそれがそのUFセックス御説明はと言ってもってというようなことにも繋がっているような気がしてって、
1:12:17	そこの目的。
1:12:21	2 照らしてどういうものをどうすればいいのかっていうのがわかるようにしていただけるといいかなと思うんですけど、よろしいですか。
1:12:31	日本原燃一番とりあえずそちらの考えも許可である程度は遅れていますので、その時の成長内容のほうも踏まえた記載にしたいと思います。以上です。
1:12:43	はい。
1:12:44	コサクですよろしく申し上げます。以上です。
1:12:48	規制庁川崎です。それでは続いてですが、
1:12:52	今のような話があった上での具体的な評価の内容ということになりますのでそこんところはよろしく申し上げますということで、具体的な評価の部分の質問をさせていただきたいんですけども。
1:13:05	まずは 35-1 の資料で、
1:13:12	5 リッター防護扉の
1:13:16	設計の部隊が示されているということで、審査会合でも目的とか設置位置みたいな話はある程度していてそこら辺は図面とかでも示されているので大体理解できたんですけど。
1:13:30	ほかの内容についてちよつとたところですねちよつとわからないところが、
1:13:35	何点かありまして、
1:13:37	具体的に言うと、
1:13:45	まず今回評価対象部位を選定されてると思うんですが、
1:13:53	ページで言うと、ちよつと飛びますけど 10 ページのところ、
1:13:56	具体的には書かれていて、
1:13:59	今回その例えば扉だったら、
1:14:03	主要な構造材
1:14:05	抗体の部分の参ったであるとか、
1:14:08	門であるとか、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:11	また 10 ページに示されているのが今言ったような右の図に書かれているようなことで、
1:14:16	一方で 11 ページに書かれているのは、
1:14:20	竜巻荷重が、
1:14:23	こっち側から
1:14:25	ちょっと外側からっていうんですか。
1:14:27	とびあの外側からかかった場合の
1:14:30	評価対象部位としては、
1:14:34	ここと扉の枠が主になってきますよみたいな説明がなされているんですけど。
1:14:43	そもそもですね、ここの評価対象部位の選定の
1:14:47	流れがですね、10 ページの(1)の
1:14:53	の前の 4.2. 1 が、
1:14:55	まず、気圧差による荷重の評価対象部位の選定となっていて 11 ページに行く
1:15:05	と、4.2. 2 としては、塗布圧力、
1:15:10	及び設計飛来物衝撃荷重ってなってるんですけども。
1:15:12	これって、
1:15:19	多分ですね、上からこの資料を読んでいくと全然理解このなぜ分けになっ
1:15:21	てるかが理解できなくて、
1:15:24	何でかって、
1:15:30	ていうとですね後ろまで読んでくるとわかるんですけど。
1:15:34	二つ組み合わせ荷重の考え方が 12 ページ以降に示されているんですよ、こ
1:15:40	この資料。
1:15:45	そうすると、
1:15:49	結局、この竜巻ガイドに言えば、あの組み合わせ荷重でまず荷重セットして、
1:15:56	必要な施設の評価してくださいねっていう流れでガイド書かれているんですけ
1:15:59	ど。
1:16:01	簡単に言うと逆に逆転現象が起きてるわけです。
1:16:11	まず評価対象部位の選定の説明をしてから、
1:16:15	実際の組み合わせ荷重はどうするのかっていうのは何か。
1:16:18	説明されていて、
1:16:21	結局、あの組み合わせ荷重考えないと力を、がですね、どこにかかるのかって
1:16:24	いうのがまずはセットされないと思うんですけど。
1:16:27	実際のところこれって、こういうふうな
1:16:30	4.2. 1 と 4.2 というふうに分けて、
1:16:33	荷重

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:20	考えるっていうのと組み合わせ荷重
1:16:23	いったところの
1:16:24	なんて言うんすかね設計上の
1:16:26	順番ってこういう考えでやったんですけど実際っていうのを教えてください。
1:16:38	日本原燃柴田西へ等を行った設計には確認しますが、まあまあ設計に確認して最後、
1:16:50	最終的な回答投資したいと思いますけれども、
1:16:54	実際は街道の通りに設計をしているとなっております。ただ、
1:16:59	この評価をする上でそこが頭の中に全部入っちゃってるんで、評価対象部位お話から全部ストーリーが組まれているといった結果になっていると思います。確認させてください。
1:17:12	よろしい。
1:17:14	規制庁川崎です。
1:17:17	多分ですね、説明の仕方として、ちょっと若干この費用、
1:17:23	問題があると思っていて、結局
1:17:28	毎度でどういうことになってるかという、
1:17:31	最初にも実はその流れで説明されてるんでそっちもよく日本とって欲しいんですけど。
1:17:37	基本的にはまず荷重の組み合わせの説明があるんですね。
1:17:41	何故かっていうとそれによって評価対象部位が変わってき得るからです。
1:17:46	です。
1:17:47	要するに
1:17:49	組み合わせ荷重を考えたときに負圧だけのパターンで組み合わせ荷重まずWt万っていうの多分セットすると思うんですけど。
1:17:57	負圧というか気圧差だけでWt万ですか。セットすると思うんですけど、それが多分 4.2. 1 に該当していて、
1:18:06	まずそれは組み合わせといっても、気圧差だけマックスでかかったときを考慮しろっていうことだから、これは迷いがなくていいんですけど。
1:18:17	4.2. 2 の場合って、これってどういうふうに組み合わせるかという考え方によって、荷重のかかり変わってきちゃうんですね。
1:18:26	低ガイドによると、特に方向とかを考えて保守的に多分絵と気圧差の荷重も足し合わせて、
1:18:33	さらにその負圧による風荷重、
1:18:36	もう足し込んでいるわけですね。
1:18:39	低のまず説明してください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:41	その上で、プラスで貫通評価もしてますっていうことで、
1:18:48	ちょっとついでに言うと、貫通評価の国庫に何か入れ込んでいるっていうのも何となくフローの流れからすると、若干もうちょっと
1:18:57	綺麗にしといたような方がいいような気がしますし。
1:19:02	いずれにしろちょっともうちょっとガイドを見て、
1:19:06	流れを整理しといてくださいと。
1:19:10	ということです。
1:19:12	今のっていうのは、
1:19:16	私からは以上です。続けてよければ、
1:19:23	ちょっと
1:19:24	その次のページとかの細かいちょっと話にも、
1:19:28	なってしまうんですけど。
1:19:32	その組み合わせ荷重がセットされましたと言ったところで実際のそれに対して物が持つのか、評価対象部位がここで、それでいいのかっていう話があって、
1:19:43	その上で、どうなるんだっていうことになるんだと思うんですけど。
1:19:48	吊荷評価対象部位の話なんですけど。
1:19:53	80 使った後は、最終的には
1:19:57	建屋側の躯体のほうに
1:20:00	荷重がかかっていくと思うんですけど、その躯体の部分ってどういうふうに
1:20:05	考えてますかっていうのをまた教えてください。
1:20:16	4 原子炉は低温SA躯体への係る課税として主にこの防護扉だったりホーム、
1:20:24	いたと設置しているアンカボルトの荷重として
1:20:31	評価を行って、
1:20:33	はい。
1:20:33	アンカーボルトの評価となっております。建家躯体のFコンクリート強度についてはまた第 3 回申請で示しているといった状況として今整理しております。
1:20:45	以上です。
1:20:47	規制庁、川です。多分今おっしゃっていた第 3 回申請で行ったところが実はさっきの話と同じで、この資料には一切出てきていなくて、多分評価結果として示されているのがいろいろられているところの、例えば
1:21:03	時厚さの 4.2. 1 のところで言ったら
1:21:06	表の板とか、門とか、
1:21:10	躯体とか、
1:21:11	結果のページは具体的には 14 ページなんですけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:16	結局その評価対象部位として選定されているのが結局その第3回のところのやつらは一切無視していついて、実際はその第3回で考慮されてますっていう説明なんだと理解をしたものの、多分、
1:21:31	この資料としてクローズさせるためには第3回ではこういう評価をしていて、
1:21:35	今回、その荷重を考えても、その範囲内ですか。多分そういう説明が
1:21:41	必要かと思います。
1:21:44	今のところまでで原燃大丈夫ですか。
1:21:50	日本原燃柴田です。はい、凝縮開始しましたK
1:21:55	この
1:21:58	竜巻防護扉フィルターだけの評価だけじゃなくて、その設計飛来物の侵入防止。
1:22:04	の設計と制定一つのパッケージとしてまとめるように修正いたします。以上です。社長カワラサキです。建家の評価全部付けろっていつてるわけではないのでそこは、
1:22:16	適宜必要なところのせていただければ、要するに建屋自体の
1:22:21	気圧差、気圧差の荷重かかった場合どうなのかっていうのは、多分それはそれで切り離せると思うんですけど。
1:22:29	要するに扉に
1:22:30	気圧差がかかって、
1:22:33	そこに多分オリンピックなり何なりが発生した場合の評価というのは、
1:22:39	なんて言うんですかね。
1:22:40	それがその第3回で説明しているかどうか、まずは知りたいわけじゃないですか。なので、その説明をする際にパッケージとして、
1:22:48	つけないと駄目ってたんわかりわからないっていつことだったらつけていただければいいですしいつことでそこはわかりやすい説明をしていただきたいと思います。
1:23:03	規制庁川崎です。よろしくお願ひします。
1:23:07	ちょっと今言ったような資料をつけていただくのでちょっと多分もう1回多分その部分を確認していつ話にはなるとは思いつんですけども、ちょっと現段階でちょっと
1:23:18	若干わかんなかったのが、
1:23:22	12ページのところの評価で
1:23:26	実際
1:23:30	評価にあたつていつろいつろパラメーターセツしてると思いつんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていつません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:23:36	この設定根拠の説明っていうのが、再処理側の資料を見ると、いろいろ細かく細かについていて、
1:23:43	今回
1:23:46	空気密度の設定根拠っていうのが多分必要になってくると思うんですけど。
1:23:52	空気密度については、多分説明としては
1:23:56	12 ページの右下の注記のところに若干書かれてるんですけど。
1:24:02	非常に何ていうんですかね。定性的に
1:24:06	書かれていて、
1:24:08	例えばその空気密度が温度によってどのくらい変化するのとかにかによっても、評価結果が見え与える影響が大きい小さいかっていうのが変わってくると思うんで、再処理だと多分そこら辺を説明してるんだと思うんですね。
1:24:21	なので、その根拠資料で
1:24:24	なんかさ、一部はですね、その最初の資料をつけてくれてる部分もあるんですけど、
1:24:32	もうちょっと今回簡略化してしまっている部分で、そのエビデンスとして濃縮としてつけて欲しいんですよ。
1:24:39	再処理としての資料として何かつけられたりも、
1:24:44	そのままつけられたりもしてるんですけど、この資料の位置付けもちょっと正直微妙だと思っていて、
1:24:50	あくまでその再処理を参考にして濃縮に適用するっていう話だと思うんで。
1:24:55	もしくはして必要な部分は濃縮の資料としてつけていただけませんかでしょうか。
1:25:04	米津ばかりです。了解しました空気率のところは、その最初の資料を見て、影響がちっちゃかったんで、記載の程度を変えてしまっていたということになっています。
1:25:18	なのでのーしかクレジットということで、このしてる内容とかは同じなので、もしくはリトレイ文書資料のほうにつけさせていただきます。以上です。
1:25:32	規制庁川崎です。よろしくお願ひします。別に内容がおかしいとか言ってるわけではないので、きちんとその整えていただければ大丈夫だと思います。
1:25:41	とりあえず、
1:25:43	35-1 関連で言うと、
1:25:46	私としては大体、
1:25:50	必要なことが言えたような気がするんでほかの方があればお願いします。
1:26:05	おそらくですね。
1:26:07	全般ですけどやっぱり

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:13	再処理MOXだったり、他の施設、どういう説明をしているのかっていうこととか十分反映できてないっていうことかなと。
1:26:24	思っ
1:26:26	檀ですけど、1. カワラサキさんに確認なんですけど、最初の組み合わせ荷重とか評価部位とかっていうところの順番がおかしいんじゃないのかっていう話は、
1:26:44	試供体と。
1:26:49	6 ページのところにフローが書いてあるんですけど。
1:26:56	このフローの一番上に、対象部位って書いてあるのはほかと違うのかっていうことでいいんですかね。
1:27:03	規制庁感がカワラサキです。このフロー自体が間違ってるとは思ってないんですけど、
1:27:11	うん。
1:27:12	組み合わせ荷重
1:27:14	組み合わせ荷重の多分考え方で足し合わせ肩代わり符号の考え方なりがないと多分
1:27:21	選べないと思うんですね。実際その最初なので、この順番だとできないんじゃないかかっていうことになってると思うんですけど。はい。
1:27:34	このフロー図って結局この図書でどういう順番で説明してきますよっていうことに繋がっているんで、
1:27:42	それも実はちゃんと繋がってもないしでも、
1:27:47	対象部位を最初に書くっていう形で引っ張られてるっていう。はい、何かどっちつかずなんですよ。カワラサキです。確かにえっとですね、多分、
1:27:57	書き方アプリが多分最初一波と若干違っといったような気がしてあって、多分まずは
1:28:06	施設の選定が一番トップに来ていると思うんですよ。
1:28:08	そこのところで、若干その本会施設はもう選定されているというか、その部分は
1:28:17	なんていう頭の資料のところが多分明確に防護扉なりっていうのがなっちゃってるんで多分こういうふうになってるんだと思います。
1:28:27	はい、規制庁とです私もそう思って、
1:28:32	許可のときとかいろんなその考え方の整理のときは、最初はその対象部位じゃなくて対象施設。
1:28:41	入ることであり、こういうものについてはこういう方向を考えますよっていう樋口でその上で、それに対してどういう荷重がかかるのか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:51	それを踏まえ、どういう具体的に
1:28:56	採用するところなり、物を考えた上で評価部位を選定し、日具体的な評価をして、トータルとしての判断をしていくと。
1:29:06	いうカワラサキさんの言った流れになると、私も思って。
1:29:10	モースペーパーそこら辺は当初としてなんでこう防ぐを生じるのかなっていうところなので、現年では改めて一通り見てですね対応いただける。
1:29:22	よろしくお願いします。
1:29:25	はい。
1:29:29	発生すると静聴走らす列島ほか規制庁側から質問等ありますでしょうか。
1:29:39	はい。
1:29:41	ちょっと規制庁カワラサキです。
1:29:44	じゃあちょっと35-2でちょっともう1点確認したいところが確かありまして、
1:29:50	ちょっと
1:29:54	いくつか対応策。
1:29:57	まず大型場所の
1:29:59	ちょっとその航空機かっていうのは、さて置いといてですね、具体的なところを見ていて、今回の申請では大型バスについて選定しましたという説明がですね、右下の6ページ以降に、
1:30:12	あるわけですけども、
1:30:15	ちょっと関係だけ聞きたかったんですけど、何か申請書を見た限りにおいて、
1:30:21	ではですね。
1:30:24	代表として大型バスと言っているものの、
1:30:28	例えばこの資料でもですね、15ページとか、右下15ページとかをご覧くださいと。
1:30:35	はい。
1:30:37	大型バス以外にもトラックとか乗用車とかワゴンとか、もう示されているようなんですけど。
1:30:44	これってどの段階で選定したのかっていうのをちょっと教えてください。
1:30:48	選定というか絞り込みをやってるのかどうかっていうのを教えてください。
1:30:53	うん。
1:30:56	思うんですけど。
1:31:00	日本原燃絞ったりしては申請書に記載したのは何で大型バスだけなのかっていうところなんですか。それともカワラサキすみません。ちょっと母わかりづらくなると思うので、申請書ずつちょっと一旦忘れてください。とりあえず評価として、可搬大型バス絞り込んでいくのかどうかと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:19	絞り込んでいくとしたらどの段階で絞り込んでるのがかっていうのを教えてください。なるほど電源仕事でして、車両としては、まずは網羅的に施設の中側溝内構外へ走っている車両からそれがどういうものがあるのかと。
1:31:36	いうものでここに羅列している車両を並べてそれぞれ飛散距離を足して
1:31:45	いたしました。その結果を選定した作業が電気ペネ2号ハットリ期にあたる飛散距離になりましたので、申請書とか、まあ評価で記載しているものとしては、一番衝撃力が大きくなる効果たバス、
1:32:00	こうやっているといったものになります。以上です。
1:32:05	規制庁からです。ちょっとそこ、最後の部分だけもう一度ちょっと教えて欲しいんですけど
1:32:11	もう拡散たバスをやっているっていうのはどういう意味ですか、あの評価としては最終的には結局大方バスだけ見とけばいいっていう説明なのか、やっぱりそのAとちょっとまずいでしょそれがどこまでの段階で他のやつらも、
1:32:29	評価してるのかっていうのをちょっと教えてください。
1:32:32	こちらのちょっと情報に関する情報。
1:32:39	はい。
1:32:42	はい。
1:32:44	コサクとかの部分はなかったと。
1:32:51	なるほど。
1:33:00	そうですね。
1:33:03	そうなんですか。
1:33:05	はい。
1:33:07	はい。
1:33:09	はい。
1:33:12	はい、そういうことで、
1:33:15	感じですよ。
1:33:27	日本原燃柴田です。次の方に確認しまして、評価自体は全部の車両が貫通しないこと裏面剥離が発生しないことを実施しております。以上です。
1:33:39	規制庁川崎です。
1:33:41	じゃあ、だとするとですね。あとは
1:33:44	記載として申請書の記載としてどうするのかという話だけになってくると思うんですけど。
1:33:51	そのときに、
1:33:52	申請書上の話としては最終的には大型バスしか表に載ってないかという認識なんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:03	それはどういふとこの例えはこの資料で、申請書の記載を引用されてますけど。
1:34:12	どこで絞り込んでいるっていう認識でしょうか。絞り込んでいるっていうか、これが代表ですって決めたのはどこの箇所ですか。
1:34:23	これ、
1:34:28	また、
1:34:31	はい。
1:34:33	2 ページです。
1:34:37	原燃柴泰助と申請書で、その後またバスに絞り込んだというその適正については、3 ページで言うと9 ページの決算を常に定説と定性的な記載ですけども、
1:34:52	このような作業があるけれども、影響が放棄大型バス、
1:34:56	変形するというような記載にしております。以上です。規制庁川崎です。今、定性的な御説明といったところをもうちょっとそのブレイクダウンしてっていうと、どう影響が大きいってのはどういふつまりすなわちどういふ選定基準だったのか教えてください。
1:35:12	今聞いて、
1:35:15	こいふ
1:35:17	なんでいいんですが、出ているんですけど。
1:35:21	実際気持ち。
1:35:26	設置許可においては、そう漏れ防止というふうには審査を行うため、これから新規基準の策定、
1:35:37	今は審査の確認。
1:35:42	今後の審査のケース活用する運用としたところを今後加えてございます。
1:35:49	はい。
1:35:54	なお、
1:35:55	日本原燃柴田です。
1:35:58	実際この大型バスを選定すると言った文章の表現が多分わかりにくいというか、若干間違いにとらえられるような表現になっておりまして、実際には先ほど申しあげました通り、全部の車両の評価を行っておりまして、
1:36:15	実際に裏面剥離一番貫通評価のその限界厚さが一番規定を勤務として、それを記載している形になっておりまして、それぞれの作業の授業だったり、速度だったり、そういうものから、
1:36:31	選定したものではありません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:35	規制庁川崎です。今の御説明でやっとわかったので、ちょっと今そうすると若干その申請書の
1:36:41	書き方の流れも変わってくるかと思うんで。
1:36:46	ちょっとそここのところを、
1:36:51	基本的には、
1:36:53	全部評価するんだけど、
1:36:55	そのうちで最も影響が大きかったのはこれでこれに対して、大型バスに対して大丈夫だったので、結論としては、
1:37:03	大丈夫ですという。
1:37:06	感じでお願いいたします。私からは以上です。
1:37:10	規制庁不足です。今の点レートですね、
1:37:16	何ていいですかね。
1:37:18	入力の条件からは厳しいものが選定できるということと、結果としてこれが厳しかったんですっていうことでは申請書の書き方が全然違うんですね。
1:37:32	経営等も後者だと言っていることだとすると。
1:37:36	今回これ、別添でつけられた資料っていうのは、申請書に入れるということではなくて補足説明資料っていうこと等、
1:37:47	と思ってたんですけど、この表を申請書に入れ込まなきゃいけないことになるんじゃないかなと思うんですが、
1:37:56	全体としての認識を私がずれてないかということにさせてください。
1:38:05	日本原燃柴田です。本日のヒアリングの内容から来経営考えまして、M-別添1で示してる評価内容の詳細というものは全部入れなきゃいけないかなと思っております。
1:38:21	大分、今の申請書の記載のほうは社員も承知している部分もありますので、そこら辺を踏まえてもう一度整理し、
1:38:29	以上
1:38:30	一応カワラサキですけども、多分もう一つ選択肢が原燃としてはあって、代表としての適切性を説明するっていうのが多分あると思うんですね。
1:38:39	例えばその荷重であつたりとか、
1:38:44	幅であつたりとか、高さであつたりとか、そういったところで何か公表選定したっていうことで進む話をするっていうのも当然、
1:38:53	あるので、ちょっとそこら辺は原燃できちんと
1:38:56	適合性説明として正しい方法でやっていただければと思います。以上です。
1:39:03	ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:06	規制庁コサクですけど、私もこれ全部がやんなきゃいけないと思ってて思っ ていなくて、なんで原燃がそういう対応とってまかなってというのは理解できない んですけど、しかも、この荷重の考えってというのは今回初めてやってるわけな いような気がするんですけど。
1:39:28	第3回飛ばすなやっぱどうなってる。
1:39:40	意見書のパラディス第産廃の建屋の評価のときは竜巻
1:39:46	よく街路例示されるのは鋼材を用いて評価しているので、
1:39:53	この設計飛来物が何個あるなんかからこれをどういう形で設計しているとい ったフローではありませんでしょうか。それが現状です。以上です。
1:40:03	規制庁コサクですけど、何か今の回答建玉なくなったんですけど、第3回と今 回で評価方針を変えたってことですか。
1:40:14	設計飛来物たっけね。規制庁川崎です。ちょっと今の下水の説明も不十分だ と思っていて、第3回でやってなかった敷地外からのやつを今回やっているの で、第4条第3回では多分、
1:40:29	これがそもそも俎上に上がってないっていう説明だったと思ってるんです けど、それでいいですか。
1:40:37	右下辺りに下げません。その通りでございます。
1:40:41	規制庁、古作です。そうだとすると何で第3回でやらなかったのかって いうことの説明はありますか。
1:40:50	よって、
1:40:52	はい、日本にしまったりする公道からの車両の場合は、施設のうち0管理が できるようなものじゃないので、こちらからの評価を評価して何かしら対策必 要になった場合は、防護板をはるかにまた運用で何かしらの対応ができるか というものを確認する。
1:41:12	として、次回に送っていくかというもので今回評価した結果、裏面剥離等 が起きないので、それらの対策が不要になったというものになります。
1:41:26	規制庁コサクです。ごめんなさい。そうすると、これは対象物は今回の申 請対象施設だけじゃなくて、
1:41:34	濃縮加工施設全体を評価しているものっていうことですね。
1:41:44	うん。
1:41:47	はい。そういう書類にちゃんとなってるんですかね。
1:41:56	4原子炉停止今申請書の記載では、そこら辺は全く読めないかなと思 います。
1:42:04	はい、規制庁コサクです。そうだと思うので、それぐらいの位置付けを ちゃんと整理をしてそれに応じた説明をしていくということを処理構成含 め考えてもらわなきゃいけないかなと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:18	持ってます。それも含めて結局最初に戻ると、いきなり評価部位じゃなくて、ちゃんと評価対象を考えていかないということになるかなと思ってよろしくお願いします。
1:42:31	承知いたしました。
1:42:32	はい。
1:42:39	うん。
1:42:42	はい。
1:42:44	うん。
1:42:52	規制庁オオハシですけども、ほか規制庁から竜巻全体に関して質問等ありますでしょうか。
1:43:01	あれば、
1:43:04	はい。
1:43:07	規制庁初めて等、
1:43:11	それでちょっと私の方からいただくという御指摘の方をしています。
1:43:15	それでもらえればと思います。ちょっと細かい点も含めてなんですけどよろしくお願ひしますちょっとまた個別 35 の資料のほうで、
1:43:23	3 ページ目ですけども、
1:43:30	ちょっとこれ単に記載だけの話なんですけど、2.1 のところで、青字の防護対象を収納する建物があったんですけど他のところは、この防護対象設備というふうに設備までつけているのでここも設備っていう
1:43:45	いう言葉をつけたほうがいいのかと思ってます。
1:43:49	ね。
1:43:51	原電よろしいでしょうか。
1:43:54	はい、承知しました。はい。続いて 4 ページですけどもちょっとこれ確認ですけども、
1:44:04	4 ページの 6 ポツの竜巻のところで、
1:44:09	インターの一番下のとこですけど、インターロックについては、本事象発生時に本施設の清酒等の措置を講じることから対象外というふうに書いてあるんですけども、
1:44:24	こちら
1:44:27	例えば 6 ページを見ると、
1:44:30	発生が想定される場合に停止するというふうにも書いてあるんですけども、ほぼページ目の伸びボートの二つ目のポツとかですね。
1:44:39	これそうするとこの 2 ページ目からの発生時にじゃなくてその想定される場合というふうに書くべきかとちょっと思うんですけども、その辺はいかが。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:44:50	でしょうか。
1:44:52	なるほど。
1:44:55	日本原燃柴田です。許可に記載に合わせて想定される。
1:45:01	かわいい等に表現は直しますといたします。以上です。はい、わかりました。
1:45:09	はい。
1:45:11	ちょっと砂とよろしくお願いします。
1:45:17	それと、
1:45:19	これも機械ですけども、5 ページ目のところで、
1:45:23	(2)の上のところで二つ段落ありますけど竜巻事象に対する建家躯体の評価についてはっていう文書等も下に報道車両に対する建屋躯体に対して評価ってことです。これが、
1:45:39	すぐになって赤字で書いてあるんですけども、ちょっと
1:45:44	あと、
1:45:45	ちょっと上と下のところの文章をちょっと明確にと分かれてないなっていう気もしてて、例えばその下のところが、その竜巻事象に対する基本的な建屋の評価についてはとか、例えばその設計飛来物等の評価についてはどうかちょっと
1:46:01	上のほうをちょっと分けて書いてあるのかということ等と下のところも、その辺、行動処理に対する建屋躯体でなくて建家から飛来する車両に対するっていうカード等を迎えてあるのでちょっと記載を確認をして経費はすべてによって思いますけど議会でしょうか。
1:46:20	いつも確実だろうってくるんだから、もうちょっと協議を線形地盤からですけど、了承しました。冒頭のほうでやはりました全体的な記載の修正と合わせて対応させていただきたいと思います。お願いします。
1:46:38	あとちょっとこれも過去のものなんですけれども、やはりそうお願いしたいと思います。
1:46:45	それからありましたらもうすいません。
1:46:50	はい、ありがとうございます。失礼いたします。
1:46:56	うん。
1:47:01	6、
1:47:02	あ、すみません、6 ページ目ですけども、
1:47:08	最初のポツですが、最初のポツの最後の文章で、これシリンダーとかも中間製品容器とかシリンダ類損してはんの必要肉厚の評価については竜巻防護取る竜巻防護以下の評価によるというふうに書いてあって、
1:47:24	委員長、評価の結果がどうだとするというあたりがちょっとどこにも見当たらないところなんですけども、結局多分評価としてはその扉とその防護板その貫通

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	しないかなと思うのは日活の評価をする必要がないという話なんだと思うんですけども、それはどこかに
1:47:41	書いてあったりするんでしょうか。
1:47:44	4 原子炉停止スケッチ精査のほうに記載しております。
1:47:49	ぜひ、その評価が必要肉厚幾らで、それに対してシリンダー等の 2 ヶ月間これを確保するといった記載は施設のほうには記載があります。わかりました。ちょっとこれも補足説明資料なのでちょっとその辺、
1:48:06	本州結果もちょうと書いてもらってもいいかと思います。
1:48:10	ちょっと御検討いただければと思いますけれども、
1:48:16	そうしましたら、ちょっとここではなくてもいいと思うんですけど。
1:48:28	続きでよろしいですか。
1:48:33	日本円に聞こえてますか。すみません。よろしく申し上げます。はい。
1:48:46	うん。
1:48:55	すみません続いて 7 ページ目の 2-11 の箇所ですけれども、
1:49:03	この
1:49:12	ちなみに 2-11 の箇所で、これの防護対象設備はインターロック機能を有するいい。
1:49:18	計測制御設備っていう感じで、他の例えば
1:49:25	4 ページ目とかというインターロックという言葉だけで使ってるんですけども、この計測制御設備 9 の(9)で書いてあるここだけこうしている意図というのは何か。
1:49:34	あるたりするんでしょうか何か単にインターロックって書いてある箇所がほとんどかと思うんですけどその意図があれば教えていただければと思います。
1:49:45	日本原燃柴田です。当いただく機能有する計測制御設備という記載表現は許可の表現と同じなのと、
1:49:56	この臨時的表障害に対する防護対策というのが盤に対して行う対策と言うふうな筐体に対して行う対策なので、そこはばかりに計測制御設備という言葉の一つできるといったものになります。以上です。
1:50:14	例えば同じ 7 ページの 8 ポツの落雷とかは、箱書きインターロックっていうふう
	に書いてあってここは二つの
1:50:23	少し位置付けが違うということですか。
1:50:26	この
1:50:30	機能を防護しないように、この機器を喪失しないように、ほかの機器 7 ぐらいであれば、避雷設備とかで守りますんで、こういうものを電磁的障害はそのインターロックが収納されているというか、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:45	本当に対してやるものですので記載を決定しています。はい。わかりましたんでしたら、
1:50:54	はい、ゲーム。
1:51:00	ちょっと先ほどいった検討なりなんですけど、10 ページ目の
1:51:05	フローの日当例えば 86 番とこのグレーリング設備とかで、
1:51:16	すいませんここは指定しました通り、79 番目とかで、
1:51:20	事象発生時に当該事象発生時に違ったりとか、この辺とかは、
1:51:28	辞書が予測される場合っていうようなこと。
1:51:31	というふうに縦置きしたので、こちら辺をちょっと見直していただければと思います。
1:51:38	あとすいませんね等 11 ページ目ですけれども、
1:51:45	11 ページ目で、
1:51:49	例えばこの 111 ページ目の 101 番の
1:51:55	を見ると、その竜巻のところが、この米印に書いてありますと、米印で書いてありますと、その米印のところを見ると、一応対象外としてますというふうなことをやっぱりやって一方、12 ページのほうを見ると、
1:52:10	127 番とかは同じふうにその竜巻のところはこちらの※でなくて、バーで書いてあって、こっちも対象外にしてますというふうに書いてあってちょっと
1:52:23	11 ページ目の
1:52:26	101 番とか※じゃなくて、バーなのかなというふうに見えるんですけども、いかがですか。
1:52:37	日本原燃柴田です。表現としては、
1:52:41	101 番からのものについてはこの※が振ってるやつは、場で注記の※が生まれる。
1:52:49	というのが正しいかと思います。そちらのほうに修正させていただいた形で、これました。
1:53:02	あとちょっと確認ですけど。
1:53:05	15 ページ目とかの 220 番とか機器、これ配管ですけども、
1:53:12	これに関してはそのまま竜巻に関してはbarバーじゃなくファイルになっていて、
1:53:19	一応
1:53:22	車になってるんですけども、
1:53:25	これ
1:53:28	竜巻てこの注のところ見ると、竜巻tに対しては、云々のことから対象外とすって書いてあってちょっとまだ黒マルなのかなというのが

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:43	対象外というふうに今評価なるのかなというのがちょっとまずいってあるのと、あと、この辺の対象外としてるっていうのは、
1:53:51	この辺はその他の再処理とかと理由はわかるんですけども、再処理とかともこういう評価しているという理解でいいですかね。
1:54:07	園芸処罰です。汚染された機器t起算して飛んでいく評価を最初の数がSPEEDIるかどうかというのはすいません確認ができておりません。ただ、はい。
1:54:24	竜巻の場合は、UF6を内工する設備のほかに
1:54:31	核燃料物質等で汚染された機器、これらについても何かしら対策をとっていくというものにしておりまして、外部火災とか、市長になると、UF6を内包する設備というふうに防護対象が限定されておりますので、ここの記載。
1:54:46	ほかと違ってくるというふうになってます。
1:54:51	うーん。
1:55:00	ちょっとその備考のところの書き方で、その対象外とするというのか。
1:55:05	少し
1:55:09	黒丸になっているので、そうすると適合性確認を実施するものというふうなことがあるのでその備考のところ対象外というその書き方がちょっと不適切かというふうにちょっと思いますけど、ちょっと1個がですかね。
1:55:27	山銀の柴田です。と黒丸の説明の一端の中で対象外という話もちょっとしちゃっていいか、そこは記載を書き分けてちょっと
1:55:37	挙手しては、
1:55:39	ぱっかりはするんですけども、
1:55:42	続いて27ページ目ですけども、
1:55:46	これ単に記載だけです。
1:55:51	27ページ目の候補別途申請書本文のほうの②の(1)の②のところですけども、
1:55:59	これ丸い文章の中で均質棟均質槽っていう言葉が出てくるんですけど、その(1)の上の赤での部分では2号均質槽という言葉を使っていけ2号っていう言葉が必要ないのかなとちょっと思うんですけども、この辺いかがですか。
1:56:17	現に島根スペースません。定性的な考え方定型的な記載を用いてしまっていた関係に合計数というのを足した方が識別ができますんで、2号で統一させていただきたいと思います。
1:56:33	以上です。はい。
1:56:36	ちょっとざっと行かせていただきますと35-1の資料ですけども、これが12ページですけども、いずれも記載の話なんですけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:46	これあの右側にその補足説明が書いてあってまずは書いてありますけれども、
1:57:01	この図だけを見ると、ずっとその中を見ると、見るとその上のこの上部の躯体への力が加わってないというふうには見えませんでしたので、
1:57:12	床面にだけの地化学力が加わりフリー読めるんですけども、18 ページ目とかの申請書本文の記載とかを見ても含めた建屋上部の躯体にも力が加わっているということも調べてもらって、
1:57:25	設計竜巻荷重がかかったときは当たるということで、ちょっとこの記載のほうを少し推移していただいたほうがいいのかと思いますけどいかがでしょうか。
1:57:37	上下にしましてすいませんここ代表で一番風が掛かり方が大きくなるところだけちょっと色塗りで示してしまったんで、適切に上のほうにお金がかかるように、それがわかるように修正いたします。以上です。そうです。はい、よろしくお願ひします。
1:57:55	もう1点はちょっと確認ですけども、
1:57:59	この14 ページ目ですけども、
1:58:04	東申請書の添の4.3. 50の文章で、
1:58:10	竜巻防護この3 行目の辺りで竜巻等の防護扉は何々また建屋区画を
1:58:19	建屋躯体内に設置されたんですけど防護扉プレー番外目に設置されるということでもまだちょっとその帳なんかあるってということはないんですよ。には何か
1:58:29	躯体ないっていうふうになんかちょっと見えるのそうするとちょっと外側に設置してないのかなとちょっと思っ
1:58:35	見えるんですけども、これは外側に接しているということでもいいですよ。
1:58:40	はいその通り外側に設置します。はい、わかりました。
1:58:44	はい。私からは以上です。
1:58:48	ちょっとほか規制庁側から、例えばたぬき全般に関してはありますでしょうか。
1:59:03	はい。よろしければと竜巻のほうを終了したいと思います。時間も10 日になりましたので、一旦ここで休憩のほうはさみたいと思います。
1:59:13	僕は一時から再開したいと思いますけれども、現年いかがでしょうか。
1:59:21	はい、13 時再開でよろしくお願ひいたします。
1:59:25	はい。それでは僕は
1:59:29	はい。
1:59:32	午後1 時
1:59:34	はい、じゃあ、僕は火災午後からということで、住民よろしくお願ひします。
0:00:00	はい、それではヒアリングのほうを続けたいと思います。現状においては何か追加の説明者とか3ヶ所とかいろいろありますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:00:13	日本原燃 6ヶ所ですねこれ住宅ありませんか。はい、そうです。
0:00:17	はい。
0:00:18	規制庁のほうも神戸中東出席者の方は変わりません。それでは火災防護から説明のほうを続けてください。
0:00:31	日本原燃の坂本です。続きまして、農地個別 37 火災の防護の補足説明資料を御説明いたします。
0:00:39	前回から指摘を踏まえて修正したところをかいつまんでポイントを説明いたします。ページ数で 3 ページ目以降でください。
0:00:49	33 ページ目の 2.2 の第 3 項の要求事項不燃難燃性の仕様ですか、ここに火災ボタンの記載、これが 4 回を同じものを申請しておりますが、今回も新たに同じものを申請するというので、ここで明確化しております。
0:01:04	誠実で 11 ページ目をください。
0:01:10	11 ページ目の一覧表の 322 番、青字のところ、ここに火災防護版、これが 4 階と 5 回申請するというので記載追加しております。すいません抵当今回の火災等の損傷の防止と第 11 条-1。
0:01:28	これは丸がついているんですけども、こちら不燃性難燃性を確保するものでありますので、参考のほうにバルブというのが正しい記載でしたので、被合併等訂正させていただきます。
0:01:41	続きまして、
0:01:43	て 14 ページ目おirikください。
0:01:51	14 ページ目の右下の青字のところですけども、UF6 の特徴取り扱い踏まえて、いろんなものが特徴なのかというところを許可で決定しておりますので、こちらの中で明確にいろいろ特徴等を明確に記載追加しております。
0:02:07	続いて 15 ページ目でございます。
0:02:10	こちら、検討を前回の説明では方針とか地層際の設計とか、そういったものは全部一括員されて書かれていて、何が今回のものかよくわからない記載になっていたので、当発生のみかかります基本的な事項と、それに対して今回の設計がどんなものなのかというところを分割して
0:02:31	記載を見直しております。
0:02:33	以降、そういった記載にすべて見直しているというところでは。
0:02:38	次に、
0:02:39	はい。
0:02:40	はい。
0:02:41	そういつて、22 ページ掘りください。
0:02:47	22 ページの備考のところ説明が備考のところでございますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:54	火災の継続時間 10 分、この根拠について、10 リットル少量であること、あとは自由空間的に御説明しております火災の系統も英語での評価をただけ 10 分くらいだつっつというところを説明しているので、そちらを示して追加しております。
0:03:13	続きまして、
0:03:20	このページの 36.1 の市新しく 5022 ページの
0:03:28	22 ページの下から 4 行目の青字の下から 4 によってですね、党派一般と盤の揚取りつける防護版を所説明、これが具体的な記載になってなかったの、何をつけるのかというかよくわかんかったほうの文章を修正しております。
0:03:44	はい。
0:03:45	それについて、
0:03:48	27 ページ、これ振ってください。
0:03:53	27 ページが内部火災影響評価でございますが、こちらが政党結果だけの記載。
0:04:00	となっていましたので、そういうそれがどういった方針でそうなっているのかというところを許可の記載言葉をあえて記載を追加しております。
0:04:12	続いて 10 本で 36 ページをお開きください。
0:04:20	はい。
0:04:21	36 ページが、感知器の選定の説明のところですが、真ん中の表のところ、煙熱、炎のこの感知器を設置する方式にするというところ、その主な特徴のところ、この感知器と炎で赤外線を荷重ため温度上昇の熱感知器より早期に優位性がある。
0:04:41	いうところを記載追加しております。上の煙のほうには煙感知するため、熱感知器炎感知器より早期感知優位性があるという記載をしております、これ納期日が一番早く、次の方が一番遅いのが熱です。
0:04:56	現説明をここで明確にして 36 ページの下から 4 行目のところ、
0:05:02	ここで均質槽の防護カバー内設置する感知器、これは早期感知の優位性から煙等、次に早いもの、これを設置する個人しますというところを修正しております。
0:05:14	続いて、
0:05:18	はい。
0:05:21	47 ページを経てください。
0:05:26	47 ページが、ハロンの消火の流れでございます。
0:05:31	で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:33	サイトの課題があって火災の確認の後に青字の許可を絶対切り入射確認を追加いたしました、鉄塔ハロンの消火と並行して、次の二酸化炭素の消火に向けて、
0:05:45	人がいないことの確認を継続して実施してからと二酸化炭素の消火の風向に繋がるような記載に見直しております。あともう一つは右側のハロンガス放出のところで圧力設置作動というところで設計しておりますが、
0:06:03	この舞台でちょっと次のページ、これください。
0:06:07	48 ページ。
0:06:12	48 ページの方針を前提として、なお書きの青字のところでございます。平成二、三パンプの操作バーコードこの収納ボックスなんですが、これが誤操作されないためにも施錠管理するというのが前提です。これで開業する条件。
0:06:28	まず私の以前の説明の中で押しボタンスイッチと連動して解除されるという形が移らせていただいたんですが、実際の設計というところ、それで誤りがございまして、正しくはハロンボンベの出口に設置する圧力設置。
0:06:46	これが当だろうの放出を検知して解除されるというもので、それで解除される箇所できない場合は当直長の許可をもらって、県沖で会議をすると、この二つの方法でいずれ解除するという流れとなります。
0:07:03	下の図のほうにもえと圧力設定解除する上で開錠する場合、それができない場合は閉止と下のこのや矢印のところですが、都市土木工事動的と書かれて回答するという二つの流れを追加しております。あと、一番表の左下のところに者の確認の。
0:07:21	ところを追加いたしました先ほどのページから継続している者が確認して、最終的にユニシスは確認できたというところで、この※の 2 行振っております、これは確認できたという点でどう最終的に放出スイッチを押すと、
0:07:37	いう流れになるところを明確化しております。
0:07:41	はい、推定着工。
0:07:47	51 ページをください。
0:07:52	51 ページが消火改良の算出の過程のところでございますが、ここで前回防護空間の体積の算出過程が明確だったと、あと対象物として最大の時何個種類ございますんでそのうち最大のものを使うというところをこの中で明確化して桁からの計算方法、これもわかるように、
0:08:12	追加しております。
0:08:16	続いて 55 ページをお願いします。
0:08:20	こちら火災定期特性表ですが、まずシナリオ説明を少し丁寧に期待するとともに、次の 56 ページのところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:08:30	加西景気に隣接する火災区域伝搬するかもしれないというところで、当会ののフォーマットを参考に隣接する火災区域への影響を追加しております。
0:08:44	はい。
0:08:46	関わる主なポイントの御説明は以上となります。
0:08:52	はい。
0:08:54	はい、部長 8 です。説明ありがとうございます。それでは規制庁側から質問の方をお願いします。
0:09:04	それとの部長に来て、
0:09:07	貸さEの動画の説明についてなんですけど先般さも本館のほうでは確かそう仲良く感じたときに、ペーパーが通行になるっていう話が書かれていたんですけども、と鉄塔なってその記載がなかった。
0:09:24	くなって今回のこの説明資料で言うと、
0:09:31	今年ページで 16 ページがやっぱり大所がここは本当規制庁本当のところ記載がされているところに該当するような箇所だと思うんですけども、こちらにマーケットの方で会計ないので、こちらに書かれていない状況かと思ってますんで、お金は持ってたら、
0:09:51	いろいろ今日 10 ページぐらいに記載はありますけど、図 1 の概略だけ少し読み取れるかなっていう程度 200 って言って最終的にこの補足説明資料の別紙に行くと。
0:10:05	基本方針、
0:10:07	別紙 1 の通しページ 36 ページ目の基本方針最初には、その記載があるって言ったような形で整理されてるんですけども、店舗の要求のところの基本的なところには、ここでないという整理になっているんでしょうか。
0:10:26	日本原燃のサポートでございます。すいませんあんまり一定等個別のところに、ここ感知消火記載行き過ぎて一定の前提となる操作 36 ページの冒頭に書いているような実験値して火災を発見地点と検知して内法制化試験をするという前提の
0:10:44	話が、すみません、抜けておりますので、そういった話も含めて、火災の感知消火の基本的な方針として系統、10 ページの申請書のほうに追加させていただきます。以上です。
0:11:00	その部分ができているアテネのための確認をさせていただきたいんですけども、今回この広告カバーとかの中に設置するためのと煙感知器等の感知器後温度センサーというのがあると思うんですけども、この別紙の資料を見ると、一応、もう

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:19	ご指摘いただきながら行くと、と煙感知器を設置する場所等も感知器の関係性なんか簡単に教えて示されていると。で、当 41 ページに行くと温度センサーとの本チーム書いてあるんですけど。
0:11:35	実際これこの検査等であったり、コードとなって何かの近くにこんな感知器等、
0:11:44	温度センサーが設置されるということかと思いますが、
0:11:48	このファンの感知器の邪魔にならない様にならないように温度センサーを設置されるという理解でよろしいですか。
0:11:58	日本原燃坂本です。その通りでございます。この感知器の赤外線の新生産の手間にならないように、本所精査を設置するので、その層厚の関係、それぞれ相互にアピール影響を及ぼさないという説明を追加させていただきます。
0:12:15	以上です。
0:12:17	規制庁の藤原です。よろしく申し上げます。私から以上です。
0:12:24	はい。規制庁発生数それでは私から何点かちょっと確認させてもらえればと思います。まず本資料のこれはコメントできてるも 3 ページ目をお願いします。
0:12:40	ちょっとこの 3 ページ目のその 2.2 の 3 行目ですけれども、最後のほうに閉じ込め機能の喪失に係る以下の設備というふうに書いてあるんですけども、ここと日米機能の喪失の方針に係るとかなんか喪失に係るよりもちょっと防止に係るとかですね、ちょっと
0:12:59	少し加えたほうがいいのかと思います。ただコメントです。
0:13:05	続いてですけれども、3 ページの最後ポイント確認ですけれども、時手続きしていただいているんですけども、ですね。
0:13:17	へえ。
0:13:19	下から 3 行目の辺りで、
0:13:22	前インターロックの話が書いてあって、新規に申請するインターロック等でありというふうなことですけれどもこれは新規に申請するインターロックナットの店舗一段階動的回答というふうに示されているものが、これの対象になるっていう理解ですかね。
0:13:40	ちょっとそこは確認ですけども、
0:13:44	日本原燃坂本でございます。その通りでございますが、施設から設置していて、当新規申請は新規にお金をこれまで申請しなかったもので、安全系として新規に申請するというもので整理したインターロックで、今は区分上は新設改造既設の区分の中の
0:14:02	踏襲表示板が新しくえと追加になりますので、改造という位置付け区分にはしております。
0:14:10	はい、わかりました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:12	続けます。
0:14:19	これも少し記載の話ですけれども、16 ページ目をお願いします。
0:14:28	16 ページ目で
0:14:32	ちょっとお待ちください。すいません。
0:14:45	福祉ちょっと飛ばしますすいませんです。すいません。規制庁川崎です。16 ページのところで、
0:14:58	明確化で、
0:15:00	最多部分が、
0:15:02	その枠内ということなんですけれども、
0:15:11	今回どういう趣旨で明確化したのか簡単に補足いただけますか。
0:15:18	うん。
0:15:20	はい。
0:15:21	日本原燃坂本でございます。
0:15:24	明確化の趣旨といたしましては、
0:15:29	基本適に冷凍
0:15:32	分割申請の段階で細かく説明していくような内容については 4.2 の設計内容等に具体的な詳細な構造だったり開設する場所とか、細かい説明はしてあって、4.1 の基本事項の方については、全体としての、そういったものを設置する方針かと。
0:15:50	いう大まかな方針分割ごとに変わらない更新を記載するというような考えで、上と下を分けているという設定でございます。以上です。
0:16:03	規制庁カワラサキです。そのときに、結局
0:16:08	この感知器とかの組み合わせ方の考え方を、のため確認したいんですけど。
0:16:15	結局その
0:16:17	多様化を図るためには、
0:16:21	結局どれを組み合わせても、目標は目的は達成できるということで、
0:16:27	理解としてはいいのかと、あと組み合わせ方として、
0:16:31	まず煙感知器は基本は設置するんだっていう考え方なんですかねっていうのを教えてください。
0:16:40	日本原燃坂本でございます。当局からの、まずは全体の許可の方針としては、監事方法の異なる種類の感知器を組み合わせるということで、洞道の感知器にしなければならないというところまでの記載は 50 ぐらいまで大きな方針でいろんな種類の性能をつけると。
0:16:59	いうのは全体の福祉あと煙感知器についてはもう、これとこれも許可のほうで基本はまず煙感知器を取りつけるというところが煙感知を基本にして、それ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	にほかのものを誰か組み合わせるといふ方針ページで整理しておりますのでそれに基づいて今回という選定をしたのかと。
0:17:18	いうところも 4. の設計内容のほうに記載しているというものでございます。諸です。
0:17:29	規制庁川崎な何となく
0:17:33	うん。具体的に申請書に落とし込むときにどう書かなんだと思うんですけど、例えばその基本的なあかところでは三つありますっていうことでいいと。
0:17:43	思ってるんですけど、多分その添付とかでき、詳しく組み合わせの
0:17:49	考え方を説明される、今回の資料でも後ろにつけていただいているようなところっていうのは、申請書上明確にされて記載されるという理解ですかね。
0:18:02	日本原燃坂本でございます。今の 4. のところに早期管理優位性があるというのを追加しただけで 36 のほうも少し盛り込まなきゃいけないかなとも思いますので、36 ページで説明した中身をもう少しこの 4.2 の説明内容あたり上の予定地の基本自己保持こちらに
0:18:23	そういった考え方の方針をもう少し掘り込んで記載を充実化させます。以上です。
0:18:29	規制庁川崎です。特に
0:18:32	結果、何ですかね、熱感知器と、この感知器で要するに早期の
0:18:39	感知の優位性を考慮して、こういった部分がこれをつけるけど一方でその
0:18:45	掃気の優位性というよりは煙、どちらでしたっけ。
0:18:53	どうなんですか。
0:18:54	そちらの方が逆に適しているようなところもあると理解しています。
0:19:01	なので、要するに要所要所っていうことではあるかと思うんですけど。
0:19:07	その三つの組み合わせ方の
0:19:09	何ていいですかね。
0:19:11	議会ができる。
0:19:14	ように、
0:19:15	記載していただくのが大事なかなと思いますので、後ろの方。
0:19:19	表のほうに行くと、補足説明として具体的なスペックなり何なりが説明されていてそれぞれと考え方と整合してるねっていうことで、実際のつけてる場所の例示とかもあると思うんで。
0:19:33	そこと組み合わせで理解できるようにしていただければと思います。
0:19:38	日本原燃坂本でございます。了解いたしました、例えば温度当月の間とかであれば、密閉されている空間の部屋に裏とかそういった粉じんが想定されるかそういったところにつけという考えでございますので、そういったもので、第 3

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	回のほうにはけどそういった考えも書いていたので、第4回の方にも、先ほど36ページ以降フェーズ2、
0:19:58	この申請書の中身にそう考えた方も含めて追加いたします。
0:20:05	既設のカワラサキです。ちょっと
0:20:09	ページは17に移るんですけど、同じく明確化のところでの
0:20:14	確認なんですけども。
0:20:17	アノン出すの。
0:20:20	評価値と二酸化炭素消火剤の話で、後ろのほうの9ページについては記載を追加されたりしてるのを確認できたんですけども。
0:20:33	前回のヒアリングまたは審査会合で指摘した事項を
0:20:38	受けての記載にこれはしてますかね。
0:20:47	日本原燃坂本でございます。経営今の申請書上では17ページのほうではへと方針的に成長管理するという話で、先ほど圧カスイッチとか、そういった話については、その施設工認のほうの21ページの
0:21:07	図の中に説明を今は入れていて、この本文の中で、先ほど添付のほうに今回休日化したような説明がされていないというところがございますので、こういった具体的な数値との関係も含めてちょっと本文のほうにも追記するようにいたします。
0:21:28	以上で、施設のカワラサキです。詳細に書いて欲しいわけでは必ずしもないんですけど、
0:21:36	要するにその誤解を招くっていうポイントが、結局その
0:21:41	二酸化炭素の消火剤を噴射するっていうところで、現行の記載だと。
0:21:49	ハロン消火剤より先に噴射しないようにっていうところしか読み取れないので、そうするとその期
0:21:59	うまく作動しなかった場合の氷が欠けているように、
0:22:04	理解
0:22:05	もできるということがあるのでその点を考慮していただければと思います。
0:22:13	日本原燃参考でございます。了解いたしました。修正いたします。
0:22:19	規制庁オオハシです。
0:22:23	私からこれくらいと思います。22ページ目ですけれども、
0:22:34	ここの説明の
0:22:39	5ページ、来ポツのところをですけれども、
0:22:50	これで左のほうはその申請書のほうの5ポツの2段落目のところで、
0:22:59	またのところをですけれども、
0:23:02	うーん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:05	一番最後に今回C系設備においてこれに該当する計装盤等はないということで、予約VIの
0:23:13	配管との間、版との間の
0:23:18	うん。
0:23:19	火災防護版はつけないということで理解するんですけども、ちょっと右のほうを見ると、基本方針のところはその盤等を設置するというふうに書いてあってで下の表には設計内容とここのところとかでも、特に
0:23:35	UFVIの配管とその盤の間に
0:23:40	僕はつけないというようなところがちょっと読み取れないと思うんですけども、
0:23:46	コウテンきのところが基本方針なんでこういう方針でというのはわかるんですけども 5.2 のところで、その辺を変えてもいいかと思うんですけども、これいかがでしょうか。
0:23:58	日本原燃坂本でございます。すいません、ご出席の通りです。5.1 の方針の中では、今回、もともとこれが抜けていたので、この中で、こういったのを設置する方針するということを明確にして工程にの設計内容のほうで、今回は、それに該当するものがないと。
0:24:15	いう説明を明確にするようにいたします。はい、お願いします。続いて 17 ページですけども、
0:24:25	これは単にみたいな話です。
0:24:33	後 27 ページの左の(2)のところで、その括弧書きで他の耐火シール、防火扉、防火シャッターを含むということで右のほうの補足説明をして、
0:24:46	設備機械ですけども、93 の中ほどのところは私が指摘した点をちょっとあわせていただいていると思うんですけども、一番下のところのその防火シール防火と火災しちやったつというふうに書いてあってこれを稼動じゃなくて防火扉、
0:25:01	いいですかね、ちょっと短期と日本原燃坂本でございます。その通りでございますちょっと全体も含めて同じようなところがないか、その確認いたします。
0:25:12	以上です。
0:25:13	すみません、ちょっと続いて 36 ページですけども、
0:25:24	これももしかしたら聞き記載だけの話なのかもしれないと確認なんですけれども、一番下青字で追記していただいたところで、また書きがあると思います。コールドトラップ周辺及び検出方法の防火カバー内関する感知器と、
0:25:44	いう文言なんですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:48	下のところのなお書きでは先ほど言ったそのところの後半部分だけが書いてあるんですけども、品質存亡買わない設備感じてイコールプロダクション市営周辺に設置する感知器に関しては、
0:26:01	これは申請済みではないということなんですかね、ちょっとその記載が縦長のところの噴火。
0:26:10	ちょっと確認したいけれども、
0:26:13	日本原燃酒匂でございます。すいませんここも少し記載のわかりづらようになっていくところ、まずはトラップの周辺等均質お盆カバー内感知する感知器の通り、煙と炎をつけますという宣言をした上で、第3回までで設置してないぽいところが、
0:26:30	建設のほうはバネ地形これは設置できていたくて、これは検出設計になってこれだけできてないと、それ以外のラック周辺、あと施設内見つける感知器これは第3回で申請しましたというところで、ここでこれを第3回でこれとこれは設置しましたという記載が、
0:26:50	ちゃんとわかるように、下のなお書きのところにも記載を週間いたします。はい。
0:26:57	内容は理解しました記載のほうはよろしくをお願いします。
0:27:03	続いてですけれども、
0:27:20	ちなみにあれですかね、フォワードトラップ周辺の感知器、
0:27:28	すいません。
0:27:32	コールドトラップに津波防護カバーというのを付けるんですけどつけ。
0:27:37	日本原燃坂本でございます。本革体系圧を超える類の圧力で取り扱って審査を行ったかなとはちょっと確認。
0:27:50	で温度センサっていうのはこれだけのカバーに設置しない方針ということでいいですかね。
0:27:57	はい。
0:27:58	上のサカモトでございます。当温度センサーを冷凍機そうであれば改善で飲んだらいい代行設備の近くに設置しますので、あの防護カバー内設置します。すいません。この中で、そう。
0:28:16	これトラブルケースと一緒に説明してしまっていて、PIN層については本カバー内に設置するというところイッキョク生産の方でも同様なコメントをいただいていたと思いますので、こちらのほうでも検証については本カバー内に設置すると。
0:28:31	そう明確にいたします。わかりました。
0:28:37	続いて 50 ページから 51 ページですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:43	50 ページを見ていただければと思いますけれども、
0:28:52	この
0:28:54	これ、
0:28:55	50 ページのその 2 ポツの算出方法で、
0:28:58	こちらの消火計画に入れ二酸化炭素を消火系というふうな形で丸 2 で必要消火剤量というのもあるんですけどもこのケースの 1.25 とか 1.4 っていうのはこれは障防法とか決められてるもの。
0:29:15	それとも原燃のほうで、その考慮した数字どちらになるんでしょうか。
0:29:20	日本原燃坂本でございます消防のほうでハロン 1301 に対しては 1. 以降使いたいこの時期伝えておまして、決められております。わかりました。そんななど他に何か。
0:29:33	はいってあったんですね。
0:29:39	持ち帰ってないんであればちょっと途中でも加えていただければと思います。
0:29:45	式の別件の算出根拠として指定として追加いたします。以上です。はい、わかりました。私からは以上です。
0:29:54	えっと他
0:29:57	はい。
0:29:59	じゃあ他ということで規制庁カワラサキです。
0:30:05	なお、
0:30:08	火災区域の特性相の 56 ページですか、御説明いただいたところなんですけど。
0:30:16	ちょっと確認したかったのが、
0:30:22	隣接区域との伝播という観点で壁とか防護扉とかってということで挙げられてるんですけど。
0:30:30	ケーブルトレイとかって、そういう意味で言うと伝播経路になり得る。
0:30:36	ものとしてリストとして入ってこないんでしょうか。
0:30:43	日本原燃坂本でございますが、ケーブルトレイ等につきましては、系統、
0:30:51	壁貫通部の処理をしておりますので、その貫通部の処理を堅持基準法に基づいて、
0:31:00	耐火時間を設定、1.0 耐火時間で
0:31:05	耐火性を確保するという設計にしておりますが、ちょっとそういったところが
0:31:14	やっぱりところまで明確にできていないところがありますので、ちょっと記載を、
0:31:21	計といたします。
0:31:22	規制庁川崎です。ちょっと実態としてよく
0:31:27	内容がわかりきれなくて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:31:30	もちろん大きな開口部、
0:31:33	という意味で言うと、壁とか扉とか、
0:31:37	だと思っんですね。
0:31:39	評価上もそこら辺が、
0:31:42	等価時間とかで大丈夫かどうかという確認がメインになると思っんですけど。
0:31:47	実用炉の評価とか見ても、やっぱりそれとは別にケーブルって結構大事。
0:31:53	内要素になっていて、何でかって言うと、ケーブルを伝って、その
0:31:59	火災が伝播し得るといことと、あとは、
0:32:03	系統分離とかちゃんとしてないって実用炉の場合は、
0:32:08	火災防護の基準で細かくいろいろ書かれていたりするところもあって、もしくはそれと同等にやってるってことは求められてないと思っんですけど。
0:32:19	ただ、火災伝播のところが今回評価上の焦点になってるということで、
0:32:25	結局ケーブルを伝って伝播するっていう可能性があるのかどうかを知りたいんです。
0:32:30	そういうときに、
0:32:33	じゃあケーブルトレイでどういうふうに、例えば隣接部っていうところで、
0:32:38	ガイドで例示されてるものとかは火災区域特性庶務例とかを見ても、
0:32:44	付属書Aとかっていうのがあるんですけど。
0:32:47	付属書へのちょっと後で見ただければ4ページとかだと。
0:32:52	例えばね、壁とか防護扉とかと並ぶものとして、ケーブルトレイ部で挙げられてるんですよ。
0:33:00	ということとかも考えると、結局結論として、伝搬する経路としてはないんですけどっていう説明になるのかどうかっていうところをまず
0:33:10	知りたいというのと、
0:33:13	そのときの考慮の仕方って、当然
0:33:20	なんて言うんすかね。
0:33:22	開口部になんかいろいろとそのシールなり何なりしてるんですけどっていう説明もあると思っんですけど。
0:33:29	そのケーブルトレイの
0:33:31	なりの中、中を火災が伝播していつてみたいところは考えているのかとかです。
0:33:38	多分そこら辺もいろいろ考慮した上での
0:33:42	それ、それは別に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:44	壁とかそこら辺の評価の中の一部でしかないから、あえて挙げてませんとかそういうことなのかもしれないけども、ていうところをちょっと教えていただきたいと思います。
0:33:58	ちょっとお待ちください。
0:34:13	日本原燃坂本でございます。少しすみません整理させてください。あと再処理等については、ケーブル等が年度には冷温停止に影響するケーブル等がございましてそういったケーブルについては、
0:34:30	当ケーブルトレイ自体に何時間改革を止められておりまして、そういった設計がそれぞれなされて、細かい絵と、このK物件が自体が二重化されているとともにされているかという説明で細かい整理しておりますがこれをうちに当てはめた場合に、
0:34:48	この運動バリアとかの建屋間の割り当て化をどういったふうに御説明できるのかというところを整理して御説明させていただきます。以上です。
0:35:02	規制庁川崎です。わかりました結局
0:35:06	多分伝播しないっていうのが多分許可で約束している最後の結論だと思うので、その伝播しない。なぜならばケーブルはこういうふうに
0:35:15	設計しているからですという説明につなげていただければと思います。この点私からは以上です。
0:35:23	ほかの
0:35:26	江藤ほか規制庁から質問等ありますでしょうか。
0:35:32	規制庁多額で1点だけ確認させていただいてよろしいでしょうか。
0:35:37	お願いします。要請ちょっと戻っちゃうんですけど、48、7ページ48ページのところで存在するの本日修正点ということで御説明いただいた点。
0:35:48	ニュースだけ確認のところを払うんから指定にナカガワの見込みいざと48ページ継続って事を使われてるんですが、
0:35:56	これは例年のための偽ナカガワ的な人がいるという意見が出ていることで継続するということであって、あくまでもハロンを使う段階では一旦も皆さん避難されてるの確認は終わっているということなんでしょうかそれとも町会うれしい判断の場合は確認中でも、
0:36:15	使ってしまうということもちょっとそういう一応これで見させていただきます。
0:36:20	日本原燃坂本でございます。今回の消火剤のハロンセンサ人体に無害ありますので、まずは火災が起きたらこの無害の確認は時間かかりますので、まずはこのハロンで消火をすると、その間に入射角に、これも本当に人いないのかという形で窒息で決めに関わりますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:39	この確認が受賞時間かかるということで、これは並行して実施して、これは確実に確認したことを確認してから委託断層扱うという流れとしております。以上です。
0:36:52	経済と間接ありがとうございます。
0:36:55	私からは以上です。
0:37:01	ほか、規制庁から質問等ありますでしょうか。
0:37:08	はい。それでは火災防護のほうを終わりにしたいと思います。続きまして一定に関して説明のほうをお願いします。
0:37:21	日本原燃は変わって、
0:37:23	それでは資料番号濃縮個別 38 へについて説明いたします。Kakehi内容ある 1 とあるにありますが、R1 が前回ヒアリングで受けたコメントの対応でR2 が他の資料との横並びを踏まえて修正したところに、
0:37:39	ます。
0:37:40	3 ページご覧ください。
0:37:43	はい。
0:37:44	3 ページのほうですね、まず事業許可で示して利水の方針を含みまず記載した上で設工認で示す 2 点ですね。
0:37:53	2-2 発 I で溢水影響評価ごっちゃに次のページになりました 1 発で溢水防護対策を与えればどういったことを示すことは述べた上で、第 5 回自然に示す事項、第 4 回申請までで日
0:38:10	申請済みな事項をはっきり分けております。また 2 ポツ 1 のところで、えっと防護対象の考え方についても記載しております。
0:38:20	続いて、7 ページをご覧ください。
0:38:24	7 ページのほうはエクセル表になりますが、こちらは記載表現を統一したのみで丸バーのつけ方については変更ございません。日フォーラム記載について出席しております。18 ページ目ご覧ください。
0:38:41	18 ページ目からは、申請書の補足説明の詳細になりますが、前回のヒアリングのコメントと受け取り突風説明の充実。
0:38:52	おます。
0:38:55	実際具体的には、
0:38:57	20 ページ以降になりますが、各評価で想定している。
0:39:03	各評価項目の妥当性だったり、そういったこと自体をし、
0:39:10	詳細を記載しているというものになります。
0:39:15	新たな説明資料として別紙 1 別紙 2 というものをつけておりまして、それが 40 ページから

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:23	になります。別紙が別紙 1 が評価対象区画と溢水経路の設定についてでありまして、
0:39:32	43 ページをご覧ください。実際にヒアリングで
0:39:36	考え方がわからないと言われていた管理廃水処理室の設置が要求などを取りつけての違うやつなどを考えておりまして、
0:39:47	それを踏まえた評価経路が 44 ページになります。
0:39:52	45 ページが、また一つ新たにつけた資料でして、電気計装盤等の防護設計をして撤去ということで、
0:40:01	考え方をまとめたものをつけておりまして、最終ページの 49 ページです。
0:40:09	ここが県民系配管と活用さんも再生またそれを踏まえた閉合対策の方針について説明しているとなります。
0:40:20	修正内容としては、
0:40:24	はい、説明ありがとうございます。それでは規制庁側から質問の方をお願いします。
0:40:32	クロノロジーがぐっとまぜ 3 ページの、どうして 13 ページのところに
0:40:42	ここでどう取り扱ってという説明が書かれていっているんですけども、その時にプラットフォーム監視機能への影響防止とか、そういった言葉は一応書かれてましたと今回設工認、
0:40:58	の段階に入るとそのプラントお母さんに用いる計測制御設備っていうのは、研修医の特権キーで 4 ページ、4 ページの
0:41:11	IAEA放射性物質がどういうものを監視機能を困う受けとめに行っております。よって、そして限定がかかってきているかと思えます。その中で、この②のそれぞれの段落であるって言った
0:41:27	この鉄塔取替クマガイに関係するものに関しては、機器側提出するだけであって、
0:41:35	閉じ込め機能等が確保されることから、もうオペレーションとして選定しないというふうになってるんですけど。
0:41:43	このことから、関わる景気が
0:41:48	使えない状況でも閉じ込め機能が確保されているっていうのは同額認識するのかとか、そこへとこういった持ち上げたバックが計器がだめになったときにもフェーズで工程と見えなりこれとねメールなり平残ダンパを閉止したりとかっていうのがあるのかどうか。
0:42:07	そういうのがあるから、とじ込み機能って確保されるんですよっていう形なのかその辺りも少し聞かせいただけますか。
0:42:18	日本原燃若林です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:21	基本的にですね、溢水とかについても前施設に異常が発生した際には、プラントの停止等を行いますし、設計として、フェイルセーフ設計になっておりますので、その観点で閉じ込め機能が維持されると。そういう。
0:42:36	ものになっております。
0:42:41	フジワラ。
0:42:43	これはですねもう少しここを説明も付加していただいて、落とし込みこの当加工されることからって、
0:42:51	本と書かれてるんだけど、なぜこの議論のかっていったところを持った説明を拡充していただきたいんですけどもいかがが許可
0:43:00	はい、ユニデンの小林です。説明傾斜しました。
0:43:07	町のフジワラですけど、お願いします。続けてお聞きしたいんですけども、
0:43:14	19 ページのところ今回説明。
0:43:18	動いた独法分の
0:43:23	廃水処理バックフィット関連回復処理室のところの説明は寝かしていただいたかと思うんですけども、
0:43:32	この前とこんなに改正処理施設が施設がすいません廃水処理室を今回溢水で検討されている水協の配管との関係性ってどうなってるようなことになってるんですけど、
0:43:47	もともと説明としては買われたSEトリックっていうのは、堰があるから大丈夫ですってということなんですけど、これはもう
0:43:55	例えばもともとその部屋で持っている排水に関して外に出せませんっていう話かと思ってるんですけど、溢水普通に水が入ってきたときに大丈夫なのか、結果ような検討聞かれたんでしょうか。
0:44:14	日本原燃若林です。
0:44:16	また、設計の考え方についてはじゃん。おっしゃる通りです。
0:44:21	仮に管理廃水処理室についても、当評価区画に含めた場合ですね。あれば、定評バックアップとしては面積が広がる方向になりますので、
0:44:34	引き出さ収まる頃になると。
0:44:37	ですので保守的に／廃水処理室は含めずに評価している、そういうことになります。
0:44:43	はい。
0:44:46	普通のフジワラでちょっとわからないのか、今嫌みを堰があるので、逆になんていうか、全部の明記に対して足して保守的な保守的じゃないと。
0:45:00	高さが減る方向なんですとおっしゃってるんですけど堰があつたら逆にそこで結構たまっちゃう気がするんですけど、その他の検討ってどうなってるんです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:14	日本原燃若林です。少々お待ちください。
0:45:31	はい。
0:45:44	読み飛ばして整理して説明しますとまず管理廃水処理国行くか制定については責任があるので、響かない可能性があることから、保守的に評価するために書くか除くと、次に、管理廃水処理室に水が漏れたときに堰があるかな。
0:46:04	余るんじゃないかっていう点については、
0:46:07	等通しページの 34 ページをご覧ください。
0:46:13	でも、
0:46:17	少しわかりづらいんですよ、キシノした部屋が管理廃水処理室になりまして、日付がハイパーにとってとでは、この水が漏れたときにどうなるかということにつきましては、
0:46:30	43 ページになりますが、
0:46:41	この室入口に設置がありますのでまたは高さが大体 67cm 程度ですので、それを超える量が椅子がたまつたとしても、結局は外側の評価区画に流れていくと。
0:46:56	ということで、結果として一斉評価退職二つが大きくなりますので、そういったことにはならないと、そもそも管理廃水処理室を評価対象区画化除いてる考えとしましては、
0:47:10	もう一つ、こちらエルポ内包する機器とございませぬのでアクセスルートにもなっていない。そういう考えもありまして、客観的では評価対象区画から除いていたと。
0:47:20	その辺りの考えがわかるように、もう少し記載のほうを充実化したいと考えていますが、いかがでしょうか。
0:47:29	別途のフジワラですと、そうですね、あの考え方を管理を 2 店舗スピーカーつていただきたいと思いますんで、イナートという話になっているけれども、ボイド率ページですか、評価対象区画の設定の登録も記載されたっていうふうなところの
0:47:52	うん。
0:47:54	ですね。
0:47:56	4.4 の評価対象区画の設定というところで集合後書いていただいているんですけど、結局あんまりその考え方が心配していないというふうに認識していて、なので先ほどの説明が必要かなと思っています。
0:48:13	で取り込み以降 4 航海小区画いっぱいポンプピックアップでは、もし

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:21	部分として、大きく違っていたりとかこの投資済みっていうか入っていなかったこの業務っていうのではそういったところがどういう思いでこちらの評価対象区画には入れてと防護は切っているっていう項目にはまたこっちは。
0:48:39	いう話っていうのがあってっていうのがちょっとわかりづらい部分も含めて記載を充実核設計説明を追加していただきたいと思います。よろしくお願いします。
0:48:55	読み手のカバーして評価対象区画の考え方の充実処置
0:49:00	規制庁カワラサキですね今のやつなんですけど、評価対象区画っていう意味を何か狭くとらえてますよね。
0:49:09	溢水影響評価は、今、今のところの
0:49:14	部屋もやってるっていう理解でいいですか。
0:49:22	日本原電の若林です。
0:49:24	平常評価自体を行っているとその評価、溢水没水高さを出すためになっている面積には含めてませんが、今、
0:49:35	番となりますのでそこには含めているということなんでそのあたりの考え方を図る設計といたします。規制庁川崎です。またにおっしゃった通り、まず評価の対象区画ではあるんだと思うんですけど、面積として除外するとか、そこら辺を
0:49:51	ちょっと分けて御説明いただければいいのかなと思います。以上です。
0:49:58	4年はカバーしていただきました。
0:50:04	弊社のフジワラですね、少し続けさせていただきますと、2. の2 ページのところで1 点は元利とかを記した中間入っていたのか、今回引いていてっていうのが、もしかしたら、
0:50:22	ところで、その辺の
0:50:24	別紙2 ですか、別のところに伏角のことでけされたのかもしれないんですけども、この別紙2 を見てみると、逆に連しか載っていないくて、
0:50:37	2 号学会検出の周辺しか得と書かれていないということで、こちらに検討項目が載っているのであれば、こちらの最初に言っていた27 ページですかね。
0:50:51	8 ページ。
0:50:53	よって、
0:50:56	できるだけ
0:50:58	日プロとかで、
0:51:03	接液部についてどういうふうな守り方するのかっていったところで、全体的なところを示すことは可能でしょうか。
0:51:18	やまやの小林です。承知しました。窓一体としてはフジワラさんもおっしゃった通り、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:24	別紙 2 のほうで詳細説明するというので、本部側の図を直接削除したのになります。
0:51:35	しゃべられましたので、今はこのピークってすぐ出タテウチされてないので、全体がわかるようにしていただきたいなので、緩和ケアについても、ちょっとこの盤はどういうふうに行っているを見つけ配管との関係性含めて、カトウいった防護してるのかっていうのか教えてください。
0:51:52	はいすいませんすけ向けかけていただきますと 2。
0:51:59	いろんな力の
0:52:10	やっぱり 46 ページ数、
0:52:17	未達。
0:52:18	ということだったのちょっと二つのマップが
0:52:27	だけの分は北海乾固部等に設置することによっていったところが、やっぱり私ばかりの分析結果が、
0:52:36	なもんですかね、その辺りを何か修正していただく話はあったかと思うのではちょっと整合していないかと思しますので、その集計をお願いしたいと思いますが、いかがですか。
0:52:50	日本原燃の橋です。
0:52:52	承知しましたので事業許可で示したというべし持ってきてますので、
0:52:57	はい、ちょっと記載いたします。
0:53:01	町のフジワラよろしくお願ひ等を確認していただいているいろいろとわかりやすくなっているんですけども、これまでももちろんコメントしていつてきて出席しなければいけないといったところは適宜修正をかけていただきたいと思ひます。だけやっぱの点にかかわらずですね、確認した上で、
0:53:20	綺麗にしていただけたらと思ひます。よろしくお願ひします。私からはとりあえず低調で、
0:53:26	規制庁河原崎です。ちょっと今のところと関連してはるんですけど、以前のヒアリングで遮断弁ありとなしで両方併記されていてよく趣旨がわからないというコメントしてたと思ひんですけど、それに対して今の考えてどうなってますか。
0:53:45	日本原燃はカバーして少々お待ちください。
0:54:34	保険料はカバーしていただいたコメント審査会合資料の取り組みそのものがと思ひます。
0:54:40	もう一度確認の上、修正必要であれば、申請書のほうも申請いたしますと、どうしても知覧町カワラサキです。
0:54:52	ちょっと審査会合のときだった記憶がないんですけど、阿蘇ちょっと念のため答えて欲しいのが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:55:00	結局その没水高さの算出結果で遮断弁なしと遮断弁、或いは何か両方同等に書かれてるんですけど。
0:55:08	この施設の設計でどういう
0:55:11	前提で
0:55:12	あるのかというのと、
0:55:15	どっち、どっちが性なんですかっていうことなんだと思うんですよね。それによって全然その担保すべき事項が変わってくると思うんですよね。
0:55:23	ていうのは、審査会合でも行った市ヒアリングでも聞いたような気がするんで、今答えられるんだしたら教えてください。
0:55:43	定めます。
0:55:44	規制庁川崎です。即答できないようだったら次回以降業務時間ないので、はい、お願いします。
0:55:51	山一電機招致しました。
0:55:57	はい。それでは続けたいと思いますけれど、規制庁はずですけれども、私から確認をさせてください。
0:56:07	12 ページですけども、これ確認。
0:56:12	その 12 ページ 15 ページもそうなんですけども、この 121 万 122 番の石英とかBとか、あと 15 ページでいくと 103、180 番の英語を溢水防護設備化や
0:56:28	不良とかバーにするという話だったかと思うんですけども、網羅性の仕様に合わせてこれを 1 とか数十 500Kされるんでしょうか。
0:56:40	日本原燃若林です。こちら今後適切なタイミングで反映するということで基準のほうの一番最後に 1 時間でいたしておりますので、すいません、わかりました。了解です。この辺はよろしく申し上げますで等々続いて、確認ですけども、この 12 ページの
0:56:59	225 番。
0:57:01	のところで、機器が受け入れる停止なり漏えい防止機能というふうにあって、理事長以降のところ見ると、インターロックというふうに書いてあったりするんですけども、
0:57:15	インタロックと検出器っていうふうに書いてあるんですけど、一方 3 ページとか、当社の 10 ページとかのインターロックっていうふうに 135 番とか回って、
0:57:25	その中にその検出器かもできるとか書いてあるんですけど、このインターロック単体で効き目としてのとその何か防護機能っていうデータの危機に瀕しているところの違いっていうのはどういうことなんでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:39	練習政策カバーしてマッピングから、そういう整理になっているというのは、この管理廃水処理室のインターロックについてはそうなるっていうのは、現状です。やっぱも含めてですけども、
0:57:58	4、10 ページ目のインターロックとかっていうのは、これ金融機関のときからこうなるということです。
0:58:08	いや、あの結果といいます 100225 番は許可のときから帽子寄付っていう名前で決めて 10 ページの御社数 35 番もインターロックっていう名前で初めから効き目があるっていう、以前からこういう整理でやりましたという理解でいいですか。
0:58:26	いや、中林です。はい、担当ベース。
0:58:35	とりあえずわかりました。はい。
0:58:38	続いてですけども、18 ページ目。
0:58:42	ですね。
0:58:46	これは、
0:58:49	記載ですけども、18 ページ目の
0:58:53	左の結婚申請書のところの 2 ポツですけども、なんか 2 段目と 3 段に段落目と 3 段落目がほぼ
0:59:05	2 行ぐらい同じことが書いてあるっていうの感じでの辺は少し整理しても変えてもいいのかなというコメントです。はい。
0:59:13	これはあのまま誤りではないと思うんですけども、ちょっと少し何か整理ができるのかなという
0:59:22	目でお話ししました結果、
0:59:28	叩きまして 21 ページ目ですけども、
0:59:32	ですね、これも確認ですけども、
0:59:38	申請書の⑤でそのピットの容量に相殺されるというふうに書いてあってで、右のほうの図を見るとピット等というふうに書いてあるんですけども、これは、
0:59:46	念のためですけども、ずっと通ってる必要はないっていうことですか、別途でいってことです。
0:59:51	コード説明の図だとピット等というふうに書いてあるんでちょっと念のため確認ですけども、
0:59:58	荷揚半ばらしいです。申し訳ありません。名が出たので、日と当面と 8 シミズからとります。以上です。はい。
1:00:08	了解です。
1:00:10	では、次は、
1:00:12	22 ページ目ですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:21	この 20 ページ目の補足説明の中の厨房の一つ目のポツの中で、水が流出しやすい扉という表現が書いてありますので、44 ページの図を見ると、
1:00:39	特にそういうその流出通しやすい扉という表現はなくて、申請を有していない扉という記載があるんですけどもこれはこれとこれがイコールという理解でいいですか。それとも違うもの。
1:00:53	水が流出しやすい商品水密性を有していない扉っていうのが、この図の 44 ページにあるんですけども、
1:01:04	ただしですねとイコールになりますので、この説明の中であるように修正いたします。
1:01:12	はい、じゃあこれは許可のころと何かの流出しやすい扉というふうに何かそんなような感じで書いてあったので、もうノバサキいただければと思います。ちなみに流出しやすい扉っていうのはどういう扉かっていうのが、
1:01:25	説明を加えていただきたいんですけども、ちなみにどういう扉ん中どういう設計になるんですかね。
1:01:34	日本原燃はカバーして、ここが水の流出しやすい扉というのが 41 ページのほうに説明会てますが、現在値となっているものを屋台敏夫先月性を有していない。
1:01:50	扉に変えると、そういう意図になります。
1:01:55	ふうん入手しやすいというのは基本のものやタイトっていうのは、コールってことですかね。
1:02:02	はい。
1:02:06	はい、わかりました。とりあえず、
1:02:08	続いて 21 ページ目。
1:02:11	すみません、ちょっと 1 ページ戻って 21 ページ目ですけども、
1:02:24	22 ページ目でございます。
1:02:41	中の
1:02:42	この溢水経路の設定とかで何かどこかに点検評価区画が何も同じ高さであるってようなことがあったかとかで書いてあるべきだと思うんですけども、そういったことが書いてあるんですかね時高さだからこそ、水がすべて行き渡るってことだと思うんですけども、
1:03:02	そういった
1:03:04	何か説明はどこにあるんです。
1:03:10	日本原燃お配りして、
1:03:13	当撤収機能棒にも、やはりお客様の方で、はい。
1:03:23	議題がなければ、その後、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:26	イメージ的には、
1:03:28	私が見た感じではないってやったのでこちら辺、少し
1:03:33	各部屋ごと同じ高さに見れば一部当たるといふことがわかるような記載に、
1:03:40	わかるようにしていただければと思います。はい。
1:03:46	続いてですけれども 43 ページ目ですけれども、
1:04:13	はい。
1:04:30	うーん。
1:04:34	すいません。43 ページの範囲、管理廃水処理室の説明会がありますけれども、これけれども、
1:04:45	へえ。
1:04:46	当社が 27 ページとかで一応その設工認申請書であまり海水処理室はこういうことを、こういう対策をしますとか書いてあるんで、その中で水位検出器とかインターロック等により拡大を防止するというようなことで書いてあったので、
1:05:04	一応この 43 ページ目のこの説明機能は多分補足説明でより詳しく説明するというので思いますので、インターロックとか、
1:05:14	それで、そういった話もちょっと織り込んでおくべきだと思いますので、
1:05:20	お願いします。メーカーでしょうか。
1:05:25	日本原燃若林では承知しましてその辺りを仮設置します。はい。
1:05:30	続いて、結果、
1:05:33	47 ページですけれども、
1:05:37	ここが、
1:05:46	47 ページ目の二つ目の段落また書きの箇所がありまして、一応そこで
1:05:55	UFVIを内包する配管と盤の間にその防護版を設置するっていうのが書いてあってそれで配管上部に取りつける防護工番についてはその火災の防護版とそのかねるというふうな
1:06:07	管理が書いてあるんですけれども、先ほどの火災の説明だと、そういったものはその方針としてはあったけど実際は設置しないという話だったと思うんですけれども、
1:06:18	そういった場合に、その火災防護の機能も兼ねるものに十分にするのでしょうかそれともしないということでしょうか。
1:06:32	日本原燃の若林です。論からいえば火災という最初のもしで示した火災防護板の機能も兼ねてまして火災の観点での設計方針については第 4 会計説明済みと。
1:06:46	第 5 回で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:47	同じものなんですけども、一斉に関する被水防護板としての機能を説明させてもらいたい。
1:06:55	わかりましたじゃ
1:06:57	火災防護の機能も兼ねるということで、はい、了解しまして、理解しました。
1:07:04	はい。私からは以上です。
1:07:08	ほか規制庁側から、
1:07:10	質問ありますでしょうか。
1:07:20	はい。それではないようですので進めたいと思います。それでは個別 43 の通信連絡設備について説明をお願いします。
1:07:32	日本原燃の小林で個別 43 について説明いたします。こちら始めていただく資料ですが、一般的にはエンド。
1:07:41	許可の通り、三洋設備になりますので記載しております。最後のページをご覧ください。
1:07:49	こちらはですね、左側の併設校に書きたいわけかも記載右側本具体的な補正をどこで担保するかというところで担保してますので、その保安規定の情報について記載しております。以上です。
1:08:08	はい。ただいまの説明に関して規制庁側から質問をお願いします。
1:08:16	それではまず私からですけれどもこれは単に確認ですけれども、19 ページ目ですけれども、
1:08:28	この表の中で、左の申請書のほうですけれども表の中で保管数量と容量っていうのと主要保管場所っていうのが書いてあっていいまして、この辺はその許可申請書の添付の表等は同じというのは理解はしているんですけども、
1:08:45	この
1:08:49	この保管数と容量の示されている場所とその収容保管場所っていうのが違うっていうのは、そのままいった理解をすればいいのかなということなんですけれども、例えば衛星携帯電話とか、緊急時対策所、
1:09:05	いうふうに書いてあって、当保管場所は、
1:09:09	工場事務職かというふうに書いてこれは緊対所に保管してるというわけではないんですか、ちょっとそこら辺の考え方を教えていただければと思いますけども、
1:09:25	意味ではカバーして緊対所印鑑しておりますそれが事務所という表現になっております。はい。はい、わかりました規制庁カワラサキですが、許可だったらそれでいいかもしれないんですけど、設工認版ではどこに保管してるのかをちゃんと示してください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:44	どのたどこのタイミングで書くのかはわからないんですけど少なくとも建屋単位で撤去してくれないと多分設工認申請にならないと思うんでよろしく願います。
1:09:56	はい。
1:09:56	日本原燃の小林です。承知しました。
1:10:05	はい、ある程度、
1:10:07	規制庁川崎です。ちょっと関連した質問なんですけど、以前のヒアリングで通信の耐震クラスどうなるんだっていう話があったと思うんですけど、現状の何か進展とかがありました。
1:10:22	日本原燃坂本でございます。通信連絡設備導体仕掛けには発電ローラで再処理確認をとりまして、基本的には
1:10:33	エスプラッツびっくり。
1:10:36	少なく呼びかけて、
1:10:37	そうすることはSPT該当しないものはCクラスすべてえと発電でも、別途通信連絡設備をCクラス1しております。あとISAに関わるような通信連絡設備の形成に関わるようなものは、そのうちチームにて動的経営と機能維持の評価。
1:10:55	をプラスしているというのは事象でございます。
1:10:59	で等々施設でも透析基準として記載しているものと、このこれは通信連絡設備については、基本の第3類で評価は実施するということで今それが明確になっていませんで、そういった考え方を耐震のほうに盛り込んだ上で御説明することで考えております。
1:11:18	規制庁ランチルーム内Sとこでございます。以上ですば
1:11:23	規制庁空で最後の分析結果言ってください。
1:11:28	すみません。前はノンクラスと扱いと似ているものがありましたけど、そういったものはなくて、結婚式クラスということで固縛固定、そういった対応をそれぞれに行うということでございます。規制庁川崎です。ありがとうございます。そうそうそうなるんとか
1:11:45	関係する条文とかなんかノンクラス後軒並み無視されてるような気もしないでもないんで、一応そのほかの資料含め多分Cクラスとしてのサンビュー第3類としての扱いをちゃんとしてるかもよく確認しておいていただき、
1:12:01	ダイト思いますし、
1:12:03	そうするとこの資料で、
1:12:06	資機材って書いてありますけど。
1:12:10	何か資機材という枠が何か適切なのかわかっていうのもよくわからないので、そこも検討しといていただければと思います以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:21	サカモトでございます。それも含めて検討いたします。
1:12:29	規制庁は施設のほか規制庁から質問等ありますでしょうか。
1:12:40	はい。それでは次の市場に入りたいと思います。それでは用紙個別 45 後程施設に関して説明のほうをお願いします。
1:12:55	燃取後でそれでは濃縮個別 45° ずつに関する補足説明書のほうへせ、
1:13:02	いたします。まず 3 ページのほうをご覧ください。他の資料と同様に各号の 4 系に関わる新規制対象設備、これを明確にするために記載を拡充しております。
1:13:15	この中で主な変更点と、前回からの主な変更点としましては 2.2 ポツで 16 条の第 2 号に関わる要求説明のほうですけれども、施設対象設備が前回搬送台車も入っていましたが、これは金融機関に合わせて、
1:13:32	て一町村黒鉛のみというふうに変更させていただいております。
1:13:36	次に次の変更点ですが同じく、同日のヒアリングで指摘ありました。呉の
1:13:44	この保持機能について地震起因でどれが喪失した場合ということで、こちら説明がこれが変更事項に当たるということで、並行に当たるというふうに
1:13:57	性状見直しおります。
1:13:59	平均精査のほうも直すしますって、ページで言いますと 16 ページをご覧ください。
1:14:08	左側の赤字で示す通り記載のほうを改めたいと思います。
1:14:13	呉のほうはこれは一時的静的地震力を用いた転倒評価の結果転倒しないというふうに今なっておりますので、地震時でも安全に掘っ保持機能が維持されているというふうになっておりますんでその評価自体については、耐震の説明書
1:14:29	こちらを呼び込むことにしまして、耐震の説明書の記載への補足説明の欄にそれから記載をさせていただいております。
1:14:40	この評価の中で補足説明の給付設計たやつの
1:14:47	表の中の評価項目に設計基準を超える条件のところですね、ここにマルAってダブルコロンで④というふうになってます。この④という評価項目な経営危機の検討評価を行うということになっておりますので、その結果転倒しないと。
1:15:06	いう評価が得られてますので、この基準に適合してると考えております。説明は以上になります。
1:15:15	それって一般的な
1:15:19	それでは軽重から質問の方には示す規制庁カワラサキです
1:15:24	ちょっと申請書の記載どうするのかっていう話はちょっと脇に置いとくとして中身教えて欲しいんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:33	このクレーンの落下防止の機構っていうのはどういう
1:15:37	メカニズムのものですから、
1:15:40	何か。
1:15:42	簡単でいいので。ちょっと今教えていただきます。
1:15:48	ゆえにそれですいません確認しますが、落下防止というのは動力が喪失した場合の保持機能の事ですよそれでも最初の措置の補助金のほうでお願いします。はい。
1:16:00	普通の施設であれば、例えば物をつくる際にチャッキふくそう尺がありますけれどもそれを自動でお互い一つで開閉操作をしてつり上げたりするという機構になっているかと思います。本設のシリンダーの吊り上げの裁量は、
1:16:17	シリンダーの脇に耳がついておりますので、そこにボルトを通して節理了解して巻き上げ巻き下げのほうを行うと、搬送を行うように、そういう構造になっておりますので、電力とかの動力が喪失した場合においても、その着工。
1:16:33	もっとここに至っては、メディカルメーカーに係るな保持が維持されていると。
1:16:39	今度はクレーンの巻き上げ巻き下げのそのホイストなベース努力を創出した場合に自動で下がるという恐れがありますので、そこについては、電力がなくなったら自動的にブレーキがかかるといった構造になっております。以上です。
1:16:55	規制庁川崎です。ありがとうございます。今のホイストとかの話。
1:17:01	なんですけれども、
1:17:03	短時間でやってるところの評価っていうのの評価対象
1:17:08	ショートしてる部位がある。
1:17:10	と思うんですけどね、応力ってかじを見ているところがあると思うんですけど。
1:17:15	その保持機能で今問題となった問題というかメカニカルにこの保持してまして言ってたところの機構のあたりも
1:17:24	評価対象として含まれて耐震側でやられているという理解でいいですかね。
1:17:34	耐震評価としては基本的には建家の横走るんでそのほかだとか、サブルート部分になっていて
1:17:43	ホイストが載っているか工程感が人載せている部分が、クレーンのクレーンとして落下しないという評価になってまして、そのホイスト自体がホイスト事態発生する応力がどれくらいで、そのホイスト自体が、
1:17:59	変形しないという評価は行っていないのが現状です。規制庁川崎です。ホイストの変形がそのすなわちその補助金を喪失に繋がるかどうかちょっとわからないんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:18:11	そういうことを知り、知りたいわけですね、この貯蔵施設に関して言うと、なので、
1:18:19	耐震の評価引っ張ってきていってもいいんですけど。
1:18:24	ていうかそもそも耐震の評価は機能維持を目的にやるものなので、当然保持機能もそこに含まれていないといけないんですが、
1:18:32	一方で
1:18:35	なんて言うんですね、機械的なその損傷、
1:18:38	日本に置いてみると、その細かい部分ってどうなってるのかっていうのはわからない部分が多分あると思うんですよ。
1:18:44	そういう意味で、ちょっとここで教えて欲しい。資料として書いて欲しいのは、まずほど保持機能のメカニズムとして、
1:18:53	どういったものが、
1:18:55	作業してるのかなっていうところ今御説明いただいたようなところと、実際にそれがどういう作りになってるのかっていうまず図面っぽいものが、
1:19:07	いりますよねと。で、その上で、
1:19:12	その耐震側でやってる評価。
1:19:14	というのは、当然その
1:19:18	保持機能を担保する部分についても、
1:19:24	機能維持できるという確認をされたものですかというところをちょっと御説明いただきたいという趣旨で、実は前は、ちょっと質問させていただいたので、
1:19:36	もう少し
1:19:39	中身をちょっと教えていただきたいと思います。
1:19:41	次回で大丈夫ですね、よろしく願います。
1:19:45	日本原燃柴田で承知しました。評価結果バーに確認して内容の拡充いたします。以上です。
1:19:53	はい。
1:19:57	ほか規制庁から質問ありますでしょうか。
1:20:09	はい。それでは最高個別 40
1:20:15	6 の廃棄施設について説明をお願いします。
1:20:21	4 原燃柴田です。それではづく個別 46 の説明をさせていただきます。
1:20:29	これ 3 ページのほうをご覧ください。これもほかの資料と同じく酔っ各号の要求事項と対象、これを明確にしております。また機体廃棄物の廃棄設備のほうは第 4 回までに申請しておりますので、
1:20:46	こちらのスペック関わる記載も追加しております。
1:20:50	次に 10 ページのほうをご覧ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:58	200、
1:21:00	左の番号で 214 番から 220 番ですけれども、こちら機器と配管を経た馬系統として廃棄能力が機器の区別の設置、これの要求事項への適合シミズように、前回のヒアリングのコメントの指摘を受けて着物方修正しております。
1:21:20	ここも同じになっておりますにつきまして、15 ページのほうに、
1:21:30	15 ページのまずはANA注 3 のところになります。
1:21:35	付着ウラン回収設備の配管の一部撤去について前回での指摘への回答を追加で記載しております。
1:21:46	次に保管廃棄区画についてですけれども、これまでの申請実績について別紙 2、補足で新しく取りまとめました。19 ページのほうをご覧ください。
1:22:03	まず 1 ポツのほうで許可の要求事項というものを示しまして 20 ページ。
1:22:11	評価例 2 ぽつページ入金かこれまでの実績の方を示しております。
1:22:18	別記 2 以下の事実だけ申請のほうですが閉と。
1:22:22	25 ページのほうをご覧ください。
1:22:31	円 15 ページが一番最初の保管廃棄確認の申請ですけれども、ドラム缶等その仕様は数量を宗教で示していて、計画の大きさとかそういうものについては、図面等で示しておりました。
1:22:49	Aウラン濃縮廃棄物の廃棄一角はこの申請形態でしかも行っていないかってそれから年代が進みまして他のやつが閉 26 ページ次のページになりますけれども、
1:23:02	こちらが閉保管廃棄区画の寸法等を示したものです。単点の長方形の区画なので、東西南北の寸法等ドラム缶何段積みで置くのかという情報を示したのになっております。
1:23:18	そういった決議のページの 7 ページになりますけれども、
1:23:24	こちらが先ほどの東西南北の選考に示していたものに対して、こちらは面積でしたのになっております。それがなぜ面積なのかというと、隣の 28 ページのほうをご覧ください。
1:23:41	書くのかという形にちょっと凹凸があるので、単純に東西南北の寸法でちょっと示すことが合理的ではないとか困難だったので、面積でこれからも各トータルしたものを設計するといったものになります。
1:23:57	経営これらのように恣意的と価格の形状によってちょっと記載がバラバラなので今回の申請においては記載の統一を検討して申請したのになっております。
1:24:07	100 管理が
1:24:10	簡単に言いますと、20 ページのほうをご覧ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:16	はい。
1:24:19	1 ページの 3 ポツのほうで今回の申請における記載統一っていうものを見てまして、発言だったりというのを参考にしながら寸法の記載の仕方というものを統一を図っております。
1:24:34	説明としては以上になります。
1:24:39	はい、ありがとうございます。ただいまの説明に関して規制庁側から質問の方をお願いします。
1:24:46	規制庁川崎です。今ご説明いただいたように、今回保管廃棄について検討されていてって更には発電
1:24:57	発電所では発電炉ではどうなってるかっていったところもですね含めて記載を検討していただいたので、すごくわかりやすく、
1:25:06	なんて説明としてはなっていると思います。
1:25:09	その上でちょっと念のため確認させていただきたいんですけど。
1:25:13	申請書に記載する使用表としては、
1:25:16	ウラン濃縮廃棄物室のAからD棟、
1:25:21	あとは解除するCウラン貯蔵室、あとは使用済遠心機保管室も一応その明確化も含めて使用表が記載されるという理解でよろしいでしょうか。
1:25:34	原子炉ですその通りでございます。成長カワラサキです。わかりました。
1:25:40	ちょっとその上で、
1:25:43	容量としてはドラム缶が何だっって何本かっていった所実用炉を参考にして書かれるというのでいいのかと。またその
1:25:53	寸法の代替としては面積プラス高さを記載するということで理解したんですけど。
1:25:58	その場合に、そのエリアの図みたいになって申請書をつくるのかどうか、今の 2 点教えていただけないでしょうか。
1:26:09	日本原燃柴田です。まず使用状況のほうですけども、面積と今申請して申請した盤量は高さのほうなかったんですけども高くの椎間粉末ですべての責任として明記とか傘を言えます。
1:26:25	これで
1:26:26	点目。
1:26:31	詰めてメールです。
1:26:33	2 点目ですけども、それと今の申請書のほうに図面つけていませんが、こちらへ改めて明確化ということで説明をさせていただきますので、申請書に図面のほうを添付させていただきたいと思っております。以上です。規制庁川崎です。わかりました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:48	念のためなんですけど、一応ドラム缶だんだんで何本っていうその実用炉の記載を踏襲するっていう考えはそこはいつか。
1:26:59	日本原燃柴田です。今の要領の記載ですね。そうですね。
1:27:04	今の記載だと芸ドラム缶の本数だけ使用表の表の中に書いて段数は中期という形にしてましたが、経営発電の用も興味を表の中に、
1:27:19	何段積み商談中段下段と。これで何段積みかというふうなのがわかる記載になってますので、合わせて、
1:27:27	記載のほうを修正したいと思います。以上です。規制庁カワラサキです。わかりました、ありがとうございます。
1:27:37	はい。規制庁は施設私からは何点か質問させてください。そう関係自明ですけども、
1:27:46	この日報Ⅱ-2段落目のところで事業変更許可申請書ん括弧保管廃棄能力に関するかかる設計の要求に書いてあって、ちょっとその括弧で書いてあるので申請書にこういうような
1:28:03	項目めがあるのかと思ったとこ内容なんですけれども、こら辺はその括弧で記載するならばその申請書のほうの項目水張り今入っていただいたほうがいいかと思えますけれども、いかがでしょうか。
1:28:17	日本原燃柴田です。誤解を招く表現でごめんANS申し訳ございません鍵括弧戻った表記の仕方に変えたいと思います。以上です。はい、わかりました。
1:28:28	続いて4ページですけども。
1:28:33	4ページ目の2.4のところの2段落目ですけども、上記については事業許可は基準規則の要求事項に対する明確化として指摘等がうまくふうに書いてあるんですけども、ここが今回この申請というようなことでありますので、
1:28:52	こら辺がその事業変更許可申請書の記載に対する要求に対すとかですね、そういったような記載にすべきだと思うん見ますけどもいかがでしょうか。
1:29:05	電源名刺バットレスに4ページに添4ぼつの3行目のところはそうですねはい。
1:29:12	する通りだと思いますので、事業許可基準規則の要求事項に対する事業許可の設計内容の明確化というような感じで部署の担当わかるようにしたいと思います。以上です。
1:29:28	続いて12ページ目でちょっと確認ですけども、
1:29:38	277番の機器ですけども、
1:29:46	これが
1:29:49	ここを

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:52	20条の第5号を参画と金庫にはまるというにしてますけれどもこれが非放射性入っ非放射性廃棄排水処理系ということで、放射性廃棄物を含まない廃液及び考えられるんですけれども、一応その
1:30:09	午後も対象としてその理由に関して、とめのため教えていただけますでしょうか。
1:30:18	日本原燃名称わかりステイシステムの名前としては非放射性廃水処理系という名前ですけれども、ウラン廃水海部補正された水等を扱うものによって変わりありませんので、他のシステムと同じく適合性を見ていくといったものになります。以上です。
1:30:35	はい、わかりました。
1:30:42	続いて15ページ目です。これを上回った。
1:30:48	記載の趣旨ですけれども、
1:30:53	この中の右のごとく説明の中の2の記載の最後ですけれども、
1:31:02	各区画の既認可の申請実績を別紙に示すっていうふうにも書いてあって別紙2を見ると、
1:31:10	19ページ目ですけれども、申請実績及び今回の申請における考え方っていうふうなものを書いてあるので。この15ページ目のところもそれに合わせた気体まへ申請実績及び今回の申請非協力考え方を別にして、
1:31:26	記載すべきと思いますけれども、いかがでしょうか。
1:31:32	やっぱりそのほうが整合とれてやすくなりますので、御指摘の通り記載のほうの佐々木さん来ます。はい。よろしくお願ひします。続いてですけれども、
1:31:48	20ページ目ですけれども、
1:31:53	20ページ目。
1:32:00	20ページ目のこの括弧の3ポツ(2)の
1:32:06	ところですが、
1:32:17	ちなみに
1:32:22	面積と深く高さで、
1:32:25	表示するっていうのはこれは再処理とかMOXとかともこういう小規模なんですか、なってるんですか。
1:32:35	4目その他です。MOXのほうに確認をしまして、MOXでは再処理と同じ社長にはない発言と同じ建て予行高さの寸法価格というふうに認識しておりますが、その縦横高さオオオカと先ほど説明した通りに、
1:32:53	それぞれでちょっと書けない部分があるので、合理的に行って面積で統一したいというのが御説の考え方でございます。以上です。なんかの部屋に凹凸があるっていうのはやると濃縮特有なんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:08	採算通りとります。
1:33:10	はい、わかりました。
1:33:11	ペネですけれども、
1:33:16	この 21 ページから 22 ページにかけて、②のほうの液体廃棄物廃棄管理して区画というのが②でありますけれども、②に関しては、これ。
1:33:27	深く面積等との深く高さっていうのが 22 ページとかで示されていないんですけれども、これは、
1:33:35	どういった考え方なんでしょうか。すみません。②以外は面積と離隔た形でそれぞれ
1:33:42	①から④、
1:33:45	⑦まであるんかはあるんですけれども、
1:33:51	日本原燃柴田です。おっしゃる通り、この
1:33:55	21 ページの②番の価格のみが面積高さで表さないものになっております。他のところは、単純に言うと、建物の平地部にテープを貼ってここが廃棄物の拡大をと。
1:34:12	といったような感じで被覆管を確保するものになりますけれども、ここの②番で言ってるのは、ポンベの背景
1:34:22	保管廃棄区画になってましてそのポンベを置く議題、これによって必要な容量を確保する設計としておりますので他の区画とは違ってそのポンベで容量を確保しますんで方面がんで
1:34:37	はい。
1:34:38	御礼を機材がポンベをまず何本州補収納できるのか、その何本収納できる置き台を何個へ持っていれば、必要な保管廃棄乗り越えられるのかといった申請に申請になりますので、このように変わっているというものになります。以上です。
1:34:56	五十八、九億というのが、
1:35:03	重要だということでもいいですかね。
1:35:07	この補機代が 589 というところがあると。
1:35:12	はいその通りになります。
1:35:18	はい。
1:35:26	24 ページ目ですけれども。
1:35:29	⑤のところですが、
1:35:34	⑤の 2 行目データの 649 平方メートルで丸括弧があってもらって書いてあるんですけど、これを確保するとか何か最後の部分が切れてる気がするんですけど、これはいかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:47	649 で、
1:35:50	絵本メートルできる文書が来れてる感じがするんですけども、
1:35:56	日本原燃柴田です。ここ
1:36:01	撤去する区画なのでちょっと文末の記載を悩んだところではありますが、 実際切れているように思うLP表記になってますんで、記載の方法を検討して 修正したいと思います。
1:36:16	うん。
1:36:23	ちなみに部署はこれから考えるとしてどういう記載に、
1:36:28	なる感じなんでしょうか。
1:36:33	この括弧の中の文章を入れ込んだ形にして空間と 1649 号確保し、今回の申 請にてなっているのは、なので今回区画を提供するといった文章の表現に変 えたいと思います。
1:36:49	はい、わかりました。
1:36:53	ちょっと私、コサクです。ちなみに今の区画を撤去予定。
1:36:58	日本語としてどういう意味ですか。
1:37:04	柴田です。
1:37:06	実際は価格を設定。
1:37:09	しているので、その設定を解除するという表現ですけども、機器とかの協議 にあわせて撤去という言葉を使ってしまうのが今記載になって、
1:37:22	コサクです。それって、設工認の本文として区画が登録されてるんだけどそれ 登録を外すって意味合いであればわからなくはないんですけどそこまで接 続に本文で書いてあるんですか。
1:37:38	日本原燃の柴田です。金融機関の申請においてこの今この区画のエリアを解 消するやつは、一つの機器として申請して登録したものになります。
1:37:49	規制庁コサクです。区画が一つの 1 ですか。
1:37:57	はい。
1:37:58	発言の場で言うと廃棄物をどうこうと言って建屋の申請をしていると思うん ですけども、
1:38:05	濃縮のほうではその各区画一つの区画ごとに使用表作成して申請したとい うのが実情です。
1:38:15	規制庁コサクです高齢言い直し
1:38:19	あと、
1:38:23	そうですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:26	そういう設工認の手続きということもわかるようにしていただくのとそれが実態としてはどうなのかっていうのがわかるようにというしていただいたらいいかと思いますが、この 649 平米というのは、
1:38:42	活き認可のときに
1:38:45	区画として確保していたんだけど、今回、
1:38:51	設工認からは外していやもう解除します。
1:38:57	ということですねこれ
1:39:01	等々物としてはもうすでに異動させてるんですけど。
1:39:07	4 原子炉ペデスタル通り道路を完了しております。
1:39:11	わかりました。そのあたりもはっきりしないですね、これでも解除していいのかどうかっていうのもあやふやな感じがするので、1 年ばかりしてください。
1:39:23	了解しました。
1:39:29	はい。他形状から
1:39:33	本資料に関して質問等ありますでしょうか。
1:39:37	バックアップセンターのフジワラだけ意見を終結したいんですけども、こうして設定読んだ 22 ページから 3 ページとかその辺りですけど、ちょっとやっぱネット等に
1:39:49	グラフ化を載せて積んでいくということなんですけど、あとって一番に何本かってなるんでしょうか。
1:40:01	人間の被ばくですので一段当たり 4 本の積載となります。
1:40:06	別の内訳ということは / 23 ページ、ここで答えたと思うんですかねえと具体的に該当県の本数が発足から 3 段積みしたどんの面積を出しているけれども、パートとしてはもう少し本当膨らむ形で面積をもうちょっと
1:40:24	実際は広くなるっていう、以上と書いてあるので、そういう感じで、実際はされるっていう理解でいいんでしょうか。
1:40:33	うん。
1:40:34	クロム権限でその通りになりますパレット電流到底もうちょっと広くなるというものになります。
1:40:43	とのフジワラですわかりました。ありがとうございます。
1:40:48	コサクです。今の点にちょっとすいません私が追いついてないんですけど。
1:40:53	そもそも今回多分面積で書くという事地帯で
1:41:04	現状龍野パレットなりをいってというようなことを考えながら、海中完売でそれで面積に換算してるので。
1:41:16	基本的には問題はないんですけど、設工認の線源として、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:41:22	面積だとするとどんな形状でもその面積があればいいことになっちゃうんですけど、そうするとうまくパレットなり何なりがおさまらなくて、し切って数としてはうまく
1:41:34	保管できないみたいなことになりうる感じもするんですけど、その辺り統合完売ですか。
1:41:43	日本原燃柴田です。実際の価格としては、心境で書いているものよりも大分広くとっておりまして、実際の今の現状から補完する様がポツパレットを開発しておいても、ちゃんとさしての専用の保管できるというふうになっております。
1:42:00	ただ申請書上担保すべき値として、ドラム缶だけを置いた状態で判断した事例を担保するのか、パレットを置いた状態、それを想定しておく、その面積で担保するのかというものがありますので、
1:42:17	この図面でも、どういうふうに置いて名席上で置けるといったものを示した上で、今記載している必要面積といったもので足りなければ、北のほうも修正して、
1:42:29	K置きたいと思います。
1:42:34	規制庁、蘇武です。今のお話と先ほどフジワラわかっペーストアップ等々の関係なんですけど。
1:42:43	今、数字として出してるのは、パレットの大きさを踏まえて、
1:42:50	ということでもいいんですか。
1:42:56	日本原燃柴田です。23 ページで言えばの一番上に書いてある区画面積 716 平米っていうのであればパレット等での保管ではなくてドラム缶の寸法に余裕を見ておいた場合といったものになってまして、
1:43:12	いや、この 716 がパレットでの保管を考慮した平成寸法にはなっておりません。
1:43:21	規制庁補足ですけどそれがなんでそれでいいのかっていうのが、先ほどの説明と開けてよくわかんないんですけど。
1:43:32	要件の一つのおっしゃる通りだと思いますので、パレットの経営パレットで保管した場合の必要なときというものに変えさせていただきたいと思います。そうですね。
1:43:47	はい。貴重ですね、その上でなんですけど、よりその面積の意味合いを明確にするのであれば、主要票の項目としてはそう書くんでしょうけど、そこに注記を振ってという寸法のパレット何台分とかですね。
1:44:04	いうことを書けばより実態を的確にせるような気がするんですけどいかがですか。
1:44:13	日本原燃柴田で少し指摘の通りだと思いますので記載のほうを修正して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:20	次回御説明させていただきます。以上です。
1:44:37	伊藤ほか規制庁から。
1:44:39	質問等ありますでしょうか。
1:44:50	質問がないようですので、これで
1:44:54	引っかかり個別か個別資料の施設質疑のほうは終わりたいと思います。日本原燃においては、今後のスケジュールについて説明いただけますでしょうか。
1:45:06	日本原燃としてサカモトでございます系統本日いただいたご意見につきまして第1週に修正したものを満たしているということであと来週なんですが、今日系統来週1週間51をめぐりメディアされると考えております。
1:45:23	単品につきましては、新たな案件として工事の方法と使用評価に係る説明基について、これまで宿題伝えております臨界被ばく耐震強度閉じ込め放火言葉憲法と01年役会関係、これについてはいただいた宿題コメント。
1:45:42	回答ということで御説明させていただく予定しております。以上です。
1:45:49	規制庁かわらせてちょっと1点だけコメントすると、多分ヒアリングとして、来週は来週でまた別の案件をやることになっていて、結局コメント回答いつやるのかっていったところとあわせてスケジュールを検討して欲しくてというのは、
1:46:07	1週間で出しますっていう締め切り優勢になると。
1:46:11	やっぱりきちんと検討されたものになってない恐れも
1:46:14	それなりにリスクとしては高まると思うんでそこはきちんとした資料を出すという約束を県連からしてもらったと思ってますので、濃縮以外も含めてですけど、精査された資料を出すという前提でお願いします。
1:46:33	日本原燃坂本でございますっていうふうに精査した上で、ドライ周期的にとられるわけではなくてだと確認が済んだもの、そういったものを提出してして御説明をするようにいたします。
1:46:49	結局は施設のほか、スケジュールに関して、質問等、規制庁からありますでしょうか。
1:46:57	はい。それでは何か全体説明原燃から何か指摘とか質問とかありますでしょうか。
1:47:05	はい。ないようであればこれにて終わりにしたいと思います。録音停止してください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。